

消防の動き



2017
3
No.551

- 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について
- 「地域防災力向上シンポジウム」の実施結果について



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について..... 4

特報2

「地域防災力向上シンポジウム」の実施結果について..... 7

平成29年3月号 No.551

巻頭言 自己決定力の向上と貢献する都市（神戸市消防局長 菅原 隆喜）

Report

「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検結果」を踏まえた地域の防災体制の再構築について.....	11
防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果.....	13
平成28年版救急・救助の現況.....	15

Topics

「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」の開催.....	19
車座ふるさとトークの開催.....	20
全国救急隊員シンポジウムが神戸市で開催.....	21
全国消防防災主管課長会議の開催.....	22

緊急消防援助隊情報

平成28年に発生した災害への緊急消防援助隊出動に係る消防庁長官表彰.....	23
--	----

先進事例紹介

職員一丸となり、地域住民の安全・安心を守ります。（静岡県 富士山南東消防本部）.....	26
消防車型のローリングストックBOXによる広報活動（神奈川県 横浜市消防局）.....	28

消防通信～望楼

恵那市消防本部（岐阜県）／朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部（埼玉県） 尼崎市消防局（兵庫県）／東京消防庁本所消防署（東京都）.....	30
---	----

消防大学校だより

予防科における実践的な訓練の概要.....	31
教育訓練の実施状況（平成28年8月～12月実施分）.....	32

報道発表

最近の報道発表（平成29年1月24日～平成29年2月23日）.....	33
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知（平成29年1月24日～平成29年2月23日）.....	33
広報テーマ（3月・4月）.....	34

お知らせ

住宅の耐震化と家具の転倒防止.....	35
地域に密着した消防団活動の推進.....	36
少年消防クラブ活動に参加してみませんか.....	37
自治体消防制度70周年記念式典の実施.....	38
一般公開のお知らせ.....	39



■ 表紙
本号掲載記事より

自己決定力の向上と 貢献する都市



神戸市消防局長 菅原 隆喜

NHK連続テレビ小説「べっぴんさん」が現在放映され、神戸への注目が集まっていますが、ロケ地でもあるエキゾチックな異人館の街・北野は三宮から山側へゆるやかな坂道を登りつめたところにあります。かつて、故国を離れた外国人たちが、海の見える高台に邸宅を構え、故郷に想いをはせたことから誕生した街でトンガリ屋根に風見鶏がチョココンと乗った風見鶏の館は北野のシンボルになっています。また、神戸港は開港から150年の節目を迎え、神戸市では記念事業として、神戸港での多彩な行事や港の利用拡大につながる事業を行い、神戸の魅力を広く内外に発信しているところです。

さて、阪神・淡路大震災から22年が経過し、神戸市では、震災を経験していない市民や職員が半数を超え、震災の経験や教訓の継承が課題になっています。そうした状況のなかで、近年激化する気象災害や南海トラフ地震などの大規模広域災害に備えるためには、地域防災計画の基本理念でもある日頃からの備えと災害時の行動について、市民・事業者・市のそれぞれの立場から自ら考えて備え、判断し、行動する「自己決定力の向上」に向けた取組を更に推進していく必要があると考えております。これからも、大震災の経験を踏まえて、全市に設置されている「防災福祉コミュニティ」による避難訓練など、地域の防災事業を住民と協働で続けていくとともに、これまで取り組んできた防災教育や啓発を一層推進し、大震災の教訓である自助・共助の重要性を次の世代に受け継ぎ、震災の教訓や経験を国内外に発信してまいります。震災を経験した神戸市は、今後とも「貢献する都市」として被災者に寄り添い、被災地の復興に少しでも役立つことができるよう取り組んでまいります。

また、近年は住宅火災で亡くなる方が多く、一昨年に発生した、火元から離れた方が一酸化炭素中毒で亡くなった火災に着目し、昨年度からは火災原因の調査結果を全国に発信するとともに一酸化炭素中毒が発生するメカニズムを現在産官学協働で究明しているところです。さらに、救急需要の増加に対しては、引き続き市民の皆様が救急車の適正な利用をお願いするとともに緊急性の判断に迷う場合は、スマートフォンからでも確認できる「神戸市救急受診ガイド」の利用を呼び掛けるほか、119番通報以外の窓口を設けて市民の皆様が医療相談できる仕組みを現在保健福祉部門と協議・検討しているところです。

本年度からは5年ごとの当局の具体的な取組を定めた計画で過去の分析・評価から最優先で取り組むべき課題を選択と集中により掲げた「神戸消防アクションプラン2020」をスタートさせました。このプランに沿って当局は様々な施策を展開し、「ひと・まち・きずなで安全安心都市こうべを築く」ために適切に対応してまいりたいと考えております。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

危険物保安室

1 はじめに

消防法では、指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない（消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項）こととされており、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）においてする危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならず（同条第3項）、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定めることとされています（同条第4項）。

給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第17条が定めており、同条第3項では、圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所（以下「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」という。）を始めとする特殊な給油形態の給油取扱所について、総務省令で定める特例を規定しています。

今般、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準を整備することとなり、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「則」という。）の関連規定の整備を行うため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第3号。以下「改正省令」という。）を平成29年1月26日に公布・施行したところです。以下、この改正省令について御紹介します。

2 改正の概要

圧縮天然ガス等充填設備については、従前より給油取扱所に設置することが認められてきたところですが、設置する位置については、給油空地（令第17条第1項第

2号・則第24条の14）及び注油空地（令第17条第1項第3号・則第24条の15）以外の場所に設置しなければならないこととされており、圧縮天然ガス等の充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化することは認められていませんでした（則第27条の3第6項第4号）。

これに関連して、規制改革会議において、次世代自動車普及促進に資するインフラ整備のための関係法令の見直しを検討され、国際比較に基づいた検証（「国際先端テスト」）が行われました。その結果、「燃料電池自動車等の次世代自動車の普及も見据え、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化できるようにすべきではないか」との提言がなされ、規制改革実施計画において、「消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及



オランダワッセナー市で発生した事故

天然ガス自動車（バス）の上部に設置されたガス容器の安全弁から火炎放射を生じている。

引用元：Fire in a CNG bus (Wassenaar, 29, oktober, 2012)
<https://onderzoeksraad.nl/uploads/phase-docs/398/747435f9a3cbrapport-aardgasbus-en-web.pdf>



び事業者を含めた検討会において検討し結論を得る。」ことが平成25年6月14日に閣議決定されました。

規制改革会議の提言や閣議決定を踏まえ、消防庁では、平成25年から平成27年にかけて、「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会（座長：林光一青山学院大学理工学部教授）」を開催し、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の停車スペースの共用化に係る火災危険性や、それが可能となった場合に講ずべき安全対策について検討を重ねてきました。その検討の過程において、流出したガソリンが、天然ガス自動車の下部に流入し、火災が発生することにより、高压ガスタンクが加熱され、タンクの安全弁から火炎放射が起きるといった複合災害の可能性が確認されました。ガソリン流出による複合災害ではありませんが、オランダのワッセナー市においては、漏えいした天然ガス自動車（バス）の油圧オイルがエンジンにかかり発火、その火炎によってガス容器の安全弁が作動し、15メートルの火炎放射を生じた事例が報告されています。

このように、高压ガスの容器が火炎にさらされることの危険性を十分考慮し、天然ガスの充填のための停車スペースと給油のための停車スペースの共用化に必要な安全対策の基本的な考え方が以下のように整理されました。

- ①海外の実態調査及び国内の事故統計の分析に基づき、セルフサービススタンドと同等の安全対策（緊急離脱カプラーや緊急停止スイッチ等の設置）を講じることで、ガソリンの流出を最小限に抑える。
- ②想定される事故を踏まえた検討及びシミュレーションによる検討に基づき、天然ガス自動車の下部にガソリンを流入させない措置を講じる。
- ③想定される事故を踏まえた検討及び実証実験に基づき、①のハード対策とともに、定期点検や荷下ろし中の監視等の既に実施することとされているソフト対策を徹底する。

この検討結果を踏まえて、今般、圧縮天然ガスの充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するため、関連規定の整備を行うこととなりました。

3 改正省令の概要

1) 停車スペースの共用化（則第27条の3第8項柱書き関係）

給油取扱所においては、圧縮天然ガススタンドの

圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管の位置は、給油空地及び注油空地以外の場所であることとされてきました（則第27条の3第6項第4号イ(1)、ロ(1)、ハ(1)及びニ(1)）が、ディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することを可能とし、停車スペースの共用化を可能とするため、同条第8項を新設し、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することを禁じた第6項第4号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、ディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することが可能としました。そして、ディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置するに当たっては、

①次に掲げる措置（同条第8項第1号から第3号まで）の全てを講じた場合

又は

②給油空地が軽油のみを固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合

であることが必要としました。

①については、「2 改正の背景」において御紹介したとおり、従前より停車スペースの共用化に当たって必要な安全対策について検討してきたところであり、これまでの検討結果に基づき、改正省令においても「次に掲げる措置の全て」（安全対策）を講じるよう求めています。

②については、軽油はガソリンに比べて引火点が高く火災危険性が低いことから、停車スペースを共用化するに当たっては、ガソリンと同等の安全対策を講ずる必要はないこととしました。

以下では、軽油を除いた、ガソリン、メタノール等及びエタノール等（以下「ガソリン等」という。）を取り扱う固定給油設備の周囲の停車スペースを共用化する場合の安全対策を御紹介します。

2) 共用化に当たって必要な安全対策（則第27条の3第8項）

ア ガソリン等の流出防止対策

ア) 「非ラッチオープンノズル」又は脱落時に給油を自動的に停止する構造及び緊急離脱カプラーを有する「ラッチオープンノズル」の使用（同項第1号イ、ロ）

手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを「ラッチオープンノズル」、備えていない給油ノズルを「非ラッチオープンノズル」といい、固定給油設備のホースに一定以上の引張力が加

わった際に、ホースが安全に分離し、分離した部分からの危険物の漏えいを防止するものを「緊急離脱カプラー」といいます。

非ラッチオープンノズルを使用するか、そうでない場合は、脱落時に給油を自動的に停止する構造及び緊急離脱カプラーを有するラッチオープンノズルを使用することが必要です。

イ) 満量停止装置を有する給油ノズルの使用 (同号ハ)

自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする必要があります。

ウ) 1回の連続した給油量の制限 (同号ニ)

1回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする必要があります。

エ) 固定給油設備の転倒時の流出防止措置 (同号ホ)

固定給油設備には、当該固定給油設備が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずることが必要です。

イ 圧縮天然ガス自動車下部等へのガソリン等の流入防止対策 (同項第2号)

ガソリン等流出時に圧縮天然ガス自動車の下部、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー又はガス配管にガソリン等が達するのを防止する措置 (傾斜及び離隔等) をとることが必要です。

当該措置を講じ、圧縮天然ガス充填場所等やアイランドを適切に配置した例として、右の「具体例1」「具体例2」をお示ししたところです (「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について (通知)」の一部改正について (平成29年1月26日消防危第31号))。

ウ 火災等緊急時の安全対策 (同項第3号)

火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置 (緊急停止スイッチ) を設けることが必要です。

3) その他関係規定の整備

ア 新設される基準と既存の基準の重複を避けるための規定の整備 (則第28条の2の5 関係)

「2 改正の背景」でも述べたとおり、駐車スペースの共用化に当たっては、「セルフサービススタン

ドと同等の安全対策を講じることで、ガソリンの流出を最小限に抑える」との考え方が示され、セルフスタンドに適用されている基準を参考に、規定の整備が行われています。したがって、圧縮天然ガス等充填設備を設置するセルフスタンドに適用される基準のうち、

- ・衝突防止対策 (則第27条の3第7項第3号、則第28条の2の5第4号イ)
 - ・手動閉閉式ノズル (則第27条の3第8項第1号第1号イ、則第28条の2の5第2号イ)
 - ・脱落時の自動停止 (則第27条の3第8項第1号ロ(1)、則第28条の2の5第2号ロ(2))
 - ・満量停止装置 (則第27条の3第8項第1号ハ、則第28条の2の5第2号ニ (飛散防止措置を除く。))
 - ・緊急離脱カプラー (則第27条の3第8項1号ロ(2)、則第28条の2の5第2号ホ (ラッチオープンノズルを設置する場合に限る。))
- については、重複を回避するための規定の整備を行わなければ、同一の基準が二重に適用されることとなるため、これにつき、規定の整備を行っています。

イ その他

その他、引用している条項番号の引用対象の整備等を行っています。

4 おわりに

ここまで、圧縮天然ガス等充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化する場合の安全対策について概観しました。停車スペースを共用化することによって、必要な敷地確保の負担軽減となり、圧縮天然ガス自動車の普及が促進されるとともに、給油取扱所の省スペース化が期待されています。しかしながら、先に見たとおり、ガス容器から火炎放射を生じる事故が発生する危険性があることを認識し、その管理に当たっては、十分安全の確保に努めることが求められます。

以上

問合わせ先

消防庁予防課危険物保安室 谷口
TEL: 03-5253-7524



「地域防災力向上シンポジウム」の実施結果について

地域防災室

《はじめに》

地域防災力の充実強化を図るため、地域住民や自主防災組織、企業、教育、医療・福祉など地域の特性に応じた様々な主体が力を発揮し、お互いに連携協力するとともに、地域防災の新たな担い手として期待される女性や学生の消防団員の活躍を促進させ、地域防災についての理解を深めるため、平成28年度消防庁事業として全国6箇所で「地域防災力向上シンポジウム」を開催いたしました。本シンポジウムでは、開催地の特性や課題を下にテーマを設定し、先進的な事例の発表や、様々な主体からパネリストを招き、パネルディスカッションを通じて参加者と一緒に地域の課題と今後の地域防災のあり方について議論を深めました。

《1 京都会場》

「地域防災力向上シンポジウムin京都2016」

～亀岡発 防災・減災の取り組みから学ぶ、災害に強い人づくり～

日 時：平成28年9月3日（土）13:30～16:20

場 所：ガレリアかめおか（亀岡市）

参加人数：約400人

【基調講演】

藤田正治氏（京都大学防災研究所/流域災害研究センター教授）

「土砂災害から身を守る～避難のためのシミュレーション～」

【事例発表】

芦田裕子氏（亀岡市消防団つつじ分団分団長）、北川顕良氏（京都市北消防団楽只分団副分団長/佛教大学大学院生）、中野勇氏（亀岡自衛消防隊連絡協議会理事/大本本部）

【パネルディスカッション】

「地域の災害特性に応じた防災・減災対策」

コーディネーター：竹内弘一氏（KBS京都アナウンサー）

パネリスト：桂川孝裕氏（亀岡市長）、芦田裕子氏、

飯尾能久氏（京都大学防災研究所地震予知センター教授）、加藤俊彦氏（亀岡自衛消防隊連絡協議会副会長/ニチコン亀岡(株)）、鶴田昂宏氏（京都学生消防防災サークル「京都学園大学FAST」代表）、牧野吉明氏（亀岡市篠町自主防災会会長）



藤田正治氏による基調講演



芦田裕子氏による事例発表



パネルディスカッションの様子

《2 徳島会場》

「地域防災力向上シンポジウムin徳島2016」

～昭和南海地震から70年 南海トラフ地震を迎え撃つには地域が原点～

日 時：平成28年11月9日（水）13:30～16:50

場 所：徳島グランヴィリオホテル（徳島市）

参加人数：約600人

【基調講演】

古村孝志氏（東京大学地震研究所教授）

「南海トラフ地震に備えて～過去の震災から学び、未来に活かす～」

【事例発表】

瀬戸興宣氏（美波町阿部自主防災会事務局長）、山本栄氏/國方圓巳さん/原田明依さん（阿南市立津乃峰小学校）

【パネルディスカッション】

「いざという時、助かる命を助ける、地域の草の根活動」

コーディネーター：飯泉嘉門氏（徳島県知事）

パネリスト：金澤二郎氏（鳴門市うずしお少年少女消防クラブ代表）、久保良子氏（三好市三野町消防団女性分団班長）、林正敏氏（社会福祉法人悠林舎理事長）、保岡千里氏（徳島市婦人防火クラブ連合会会長）、樫森大知氏/芳川唯佳氏（那賀高等学校防災クラブ）



古村孝志氏による基調講演



阿南市立津乃峰小学校による事例発表



パネルディスカッションの様子

《3 青森会場》

「地域防災力向上シンポジウムin青森2016」

～来る人口減少時代に、その一歩が大切！ 地域一丸となった防災・減災への備え～

日 時：平成28年11月15日（火）13:00～16:10

場 所：青森国際ホテル（青森市）

参加人数：約450人

【基調講演】

瀧本浩一氏（山口大学大学院創成科学研究科准教授/消防大学校客員教授）

「はじめよう！ みんなで防災！～過去から学び、未来へとつなぐ災害への備え～」

【事例発表】

深沢栄悦氏（おいらせ町深沢地区自主防災会副会長）、奥田マサ子氏（八戸市豊崎女性消防クラブ会長）、小笠原溪氏（弘前市経営戦略部防災安全課）

【パネルディスカッション】

「県民総ぐるみの防災をみんなで考える」

コーディネーター：瀧本浩一氏

パネリスト：長尾匡道氏（一般財団法人青森地域社会研究所調査研究部長）、野土谷泰大氏（株式会社A O M O R I ロジステック代表取締役社長）、中川原永子氏（五戸町消防団本部付分団長）、太田孝氏（青森市相馬町町会防災会会長）、平井典子氏（弘前大学ボランティアセンター学生事務局）



瀧本浩一氏による基調講演



高木朗義氏による基調講演



パネルディスカッションの様子



岐阜聖徳学園高等学校による事例発表

《4 岐阜会場》

「地域防災力向上シンポジウムin岐阜2016」

～身につけよう 明日につながる実践力～

日 時：平成28年12月18日（日）13:00～16:25

場 所：ソフトピアジャパンセンター（大垣市）

参加人数：約450人

【基調講演】

高木朗義氏（岐阜大学工学部社会基盤工学科教授）

「防災・減災を『わかる』から『できる』へ」

【事例発表】

嶋田喜美子氏（高山市民防災研究会副会長）、岐阜聖徳学園高等学校

【パネルディスカッション】

「災害に備えた地域住民相互の理解と協力」

コーディネーター：高木朗義氏

パネリスト：堀好美氏（安八町中組区長）、高木淳一氏（大垣市消防団本部副団長）、岡山登志高氏（社会基盤メンテナンスエキスパートの会飛騨地域部会副会長）、各務眞弓氏（NPO法人可児市国際交流協会事務局長）、山口太一氏/山下華歩氏（岐阜聖徳学園高等学校）



パネルディスカッションの様子

《5 沖縄会場》

「地域防災力向上シンポジウムin沖縄2017」

～守りたい命の為に地域一体となった対応力を身につける～

日 時：平成29年1月21日（土）13:00～16:15

場 所：沖縄県立博物館・美術館（那覇市）

参加人数：約300人

【基調講演】

瀧本浩一氏（山口大学大学院創成科学研究科准教授/消防大学校客員教授）

「来たるべき自然災害に備える!～みんなで紡ごう地域の防災力!～」

【事例発表】

久高清美氏（沖縄市消防団団長）、大浜知司氏（竹富町消防団団長/竹富町総務課長）

【パネルディスカッション】

「『備え、助け、支えあう』が発揮できる地域社会を創るために」

コーディネーター：瀧本浩一氏

パネリスト：城間幹子氏（那覇市長）、稲垣暁氏（なは市民活動支援センター専門相談員）、山城淳子氏（那覇市消防団第5分団副分団長）、宮城潤氏（那覇市若狭公民館館長）、田畑秋香氏（沖縄国際大学人間福祉学科3年次）



久高清美氏による事例発表



パネルディスカッションの様子

《6 三重会場》

「地域防災力向上シンポジウムin三重2017」
～観光地としての地域防災を考える～

日 時：平成29年1月29日（日）13:00～16:30

場 所：賢島宝生苑（志摩市）

参加人数：約320人

【基調講演】

河野まゆ子氏（株式会社JTB総合研究所主任研究員）

「観光視点からの災害対策」

【事例発表】

村瀬善乃武氏（志摩コーストガーディアンズ会長）、

宍倉秀明氏（株式会社戸田家取締役執行役員・業務支配人）

【パネルディスカッション】

「観光地としての地域防災」

コーディネーター：西村尚美氏（レディオキューブFM三重「防災よっかいち」パーソナリティー）

パネリスト：竹内千尋氏（志摩市長）、河野まゆ子氏、濱村昭雄氏（コーストガーディアンズ委員）、宍倉秀明氏、山本浩美氏（志摩市消防団志摩方面隊特消分団団員）、内藤悠氏（皇學館大学教育学部4年・つながり大作戦前代表）



河野まゆ子氏による基調講演



宍倉秀明氏による事例発表



パネルディスカッションの様子

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 吉田
TEL: 03-5253-7561

「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検結果」を踏まえた地域の防災体制の再構築について

防災課

1 はじめに

昨年8月の台風第10号災害では、岩手県岩泉町で小本川等の氾濫により高齢者福祉施設の入所者9名を含め、死者・行方不明者が21名に上るなど甚大な被害が発生しました。このように、近年は、極端な集中豪雨等により、従来安全であると考えられていた地域や場所で大きな被害が発生していることから、「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について」(平成28年9月7日付け消防第120号)を地方公共団体向けに要請し、今後の水害等に備え、都道府県、市町村の地域防災計画等の再点検を実施しました。

※ 実施方法:

- ・47都道府県、1,722市町村(全国1,741市町村のうち、鳥取県内19市町村を除く。)から点検表の提出
- ・鳥取県を除く46都道府県にヒアリング

その結果に基に、地方公共団体に対して、「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検」を踏まえた地域の防災体制の再構築について」(平成28年12月20日付け消防第176号)を通知し、防災体制の再構築を要請しました。

具体的には、

- 地域の災害リスクに応じ、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川(以下「その他の河川」という。)についても、発令基準の策定に努めること。
 - 市町村は確実に避難勧告等を発令できるよう、全庁的な災害対応体制を構築すること。
 - 市町村が避難勧告等を適時的確に発令できるよう、都道府県は専門的知見を生かし、積極的に助言・支援すること。
- 等について、先進事例の紹介と併せて要請しました。

以下、詳細を述べます。

図1: 避難勧告等判断・伝達の流れと必要な備え

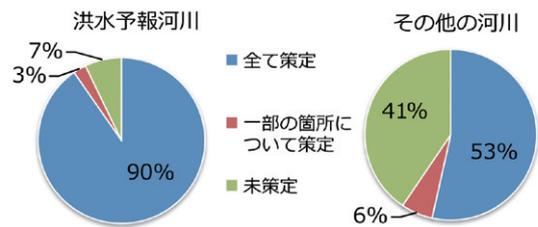


2 地域の防災体制の再点検結果等と今後取り組むべき事項

(1) 避難勧告等の発令基準

洪水予報河川、水位周知河川及び土砂災害について該当箇所を有する市町村の約9割で、避難勧告等の発令基準が策定されていましたが、その他の河川については約5割にとどまりました。

図2: 避難勧告の発令基準策定状況



台風第10号災害では、水位周知河川等に指定されていなかった河川で、被害が生じたことから、その他の河川については、山間部等の流れの速い河川沿いに家屋があるなど地形的・社会的な条件から住民の生命、身体に危険が生じるおそれがある場合には、都道府県等の助言や過去の浸水被害の実績等を勘案して、避難勧告等の発令基準を策定するよう努める必要があります。

(2) 避難勧告等発令の判断に関する関係機関の助言

① 市町村からの助言の求め

関係機関へ助言を求める手順等について、地域防災計画等に未記載の市町村は、水害(洪水予報河川、水位周知河川)、土砂災害では約4割、水害(その他の河川)では約6割となっていました。

災害発生が想定される場合に、避難勧告等の発令について、専門的知見や広範な情報を有する都道府県等に対して、市町村から助言を求めることは非常に有益であることから、助言を求める連絡先、タイミング等の手順を地域防災計画、マニュアル等に明記しておくことが必要です。

② 都道府県からの助言体制

水害（洪水予報河川、水位周知河川）については、当該河川を有する全ての都道府県で、土砂災害については、46都道府県で助言体制が構築されていました。一方で、水害（その他の河川）については、必ずしも全ての河川に水位計が設置されていないこと等もあり、10県で助言体制が構築されていませんでした。

具体的な助言体制については、災害対策本部設置時に、避難勧告等発令判断支援班を設置し、県担当職員から市町村職員に対し、避難勧告等発令の助言を実施するなど、工夫した取組が見られました。

これらの取組を参考に、都道府県は、危機管理・防災部局と河川管理担当部局が連携し、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう市町村に対する積極的な助言体制の充実に努める必要があります。

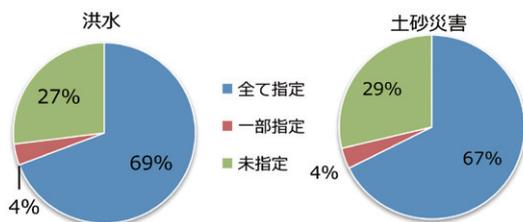
(3) 災害発生のおそれが高まっている場合の市町村の体制確保

台風第10号の被災自治体である岩手県岩泉町では、防災担当職員が、住民からの電話対応に追われ、避難勧告が適切に発令されない事態となりました。災害発生のおそれが高まっている場合には、電話対応等の膨大な業務が生じることから、時機を失することなく避難勧告等が発令できるよう、全庁的な災害対応体制に切り替え、優先すべき業務、その分担を明確化するなど市町村災害対策本部の体制の点検・見直しを行う必要があります。

(4) 指定緊急避難場所の指定

災害種別ごとの指定緊急避難場所について、「洪水」及び「土砂災害」においては、それぞれ約7割の市町村で指定済みとなっていました。

図3：指定緊急避難場所の指定状況



災害対策基本法において、市町村長は、災害種別ごとに指定緊急避難場所を指定することとされており、指定が完了していない市町村は、都道府県等の助言を受けながら、早急に指定する必要があります。なお、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を基本としますが、当面、過去の被害実績等を基に安全な区域を判断することも差し支えありません。

(5) とるべき避難行動の理解促進・伝達

① 住民がとるべき避難行動の理解促進

約9割の市町村で、避難行動について住民が理解できるようにするための何らかの取組が行われており、中でも防災マップ等の個別配布や住民参加型の避難訓練などが多く取り組まれていました。

市町村は、都道府県等と連携しながら、各地域における水害、土砂災害などの災害発生の危険性に関する情報を平時から周知する必要があります。

② 避難勧告等の確実な伝達

全ての市町村において、避難勧告等を情報伝達するための多様な手段の確保が行われていましたが、情報伝達手段の水害対策（浸水・停電対策）を講じていた市町村は、約5割にとどまりました。

また、避難勧告等の伝達内容について、約3割の市町村で、あらかじめマニュアル等で伝達文を明文化していない状況となっていました。

市町村は、避難勧告等が住民に確実に届くよう、引き続き、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ・ラジオ放送など複数の情報伝達手段の確保、活用に取り組むとともに、災害発生のおそれが高まった場合等にも十分活用できるよう、伝達機器の浸水対策を行うとともに、あらかじめ災害種別に応じた伝達文を定めておくことが重要です。

3 地域の防災体制の再構築に向けて

都道府県、市町村に対して、地域防災計画、マニュアル等の必要な見直しを要請するとともに、消防庁としては、関係府省庁と連携し、今回の要請事項についても具体化、反映する形で、本年1月31日に「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））を改定したところです。

来年度の出水期に万全の体制で臨めるよう都道府県、市町村の取組を引き続き支援するとともに、出水期後には、都道府県と連携し、台風等への対応の振り返りを実施するなど、PDCAサイクルを徹底し、地方公共団体の取組の定着を図ってまいります。

なお、再点検結果等を踏まえた地域の防災体制の再構築については、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/12/281220_houdou_3.pdf) に掲載していますので、参考にしてください。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 森田
TEL: 03-5253-7525

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、我が国はこれまで幾多の大地震による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模な地震の発生が懸念されています。

そうした中、庁舎、消防署、学校などの地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等は、多数の方々の利用が見込まれる外、災害発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所となるなど、防災拠点として重要な役割を果たすものであり、これらの施設等の耐震化は極めて重要です。

消防庁では、平成13年度から地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等の耐震化状況の調査を実施しており、このたび、平成27年度末時点の調査結果を取りまとめました。

2 調査結果

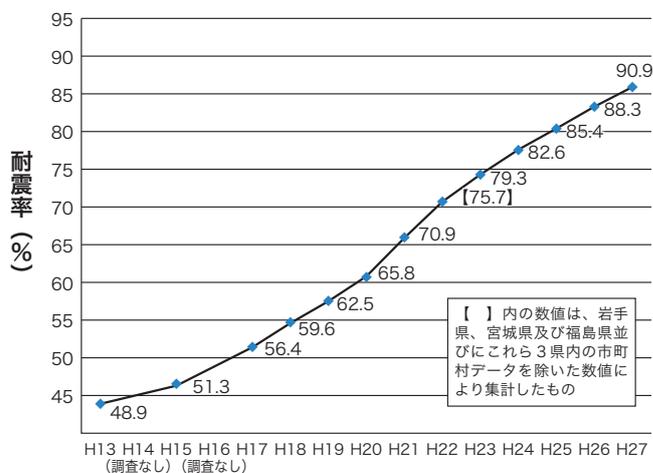
(1) 平成27年度末耐震率：90.9%（図1）

平成27年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で18万2,289棟あります。このうち16万5,665棟の耐震性が確保されており、耐震率は90.9%となります。前回調査（平成26年度末：88.3%）と比較すると、2.6ポイント上昇しました。

なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
 - ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
 - ③ 耐震改修整備を実施した建築物
- 調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



(2) 耐震率の高い都道府県

耐震率の高い上位3都道府県は、次のとおりです（括弧内は平成26年度末の数値）。

- 1 東京都98.3%（97.9%）
- 2 静岡県96.8%（95.6%）
- 3 三重県96.4%（94.8%）

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

(3) 耐震率の高い施設

耐震率の高い上位3施設は、次のとおりです（括弧内は平成26年度末の数値）。

- 1 文教施設（校舎・体育館）97.2%（94.6%）
- 2 消防本部・消防署所 88.3%（86.1%）
- 3 診療施設 88.0%（85.2%）

また、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

表1 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

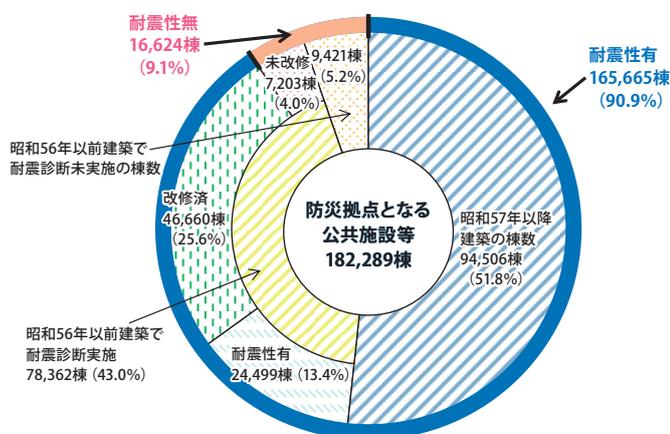
	全棟数			昭和56年以前建築の全棟数に占める割合 C/A	耐震診断実施棟数 D	改修の必要がない棟数(耐震性有) E	改修の必要がある棟数 F	改修済の棟数 G	平成27年度耐震済の棟数 B+E+G=H	平成27年度耐震率 H/A
	A	昭和57年以降建築の棟数 B	昭和56年以前建築の棟数 C							
1 社会福祉施設	20,688	12,010	8,678	41.9%	6,545	3,568	2,977	1,991	17,569	84.9%
2 文教施設（校舎・体育館）	106,326	47,323	59,003	55.5%	58,436	16,198	42,238	39,860	103,381	97.2%
3 庁舎	8,499	4,355	4,144	48.8%	3,446	940	2,506	1,399	6,694	78.8%
4 県民会館・公民館等	16,183	10,151	6,032	37.3%	3,784	1,499	2,285	1,071	12,721	78.6%
5 体育館	4,718	2,899	1,819	38.6%	1,231	352	879	545	3,796	80.5%
6 診療施設	2,764	2,097	667	24.1%	470	205	265	131	2,433	88.0%
7 警察本部・警察署等	5,245	3,541	1,704	32.5%	1,021	326	695	521	4,388	83.7%
8 消防本部・消防署所	5,982	4,076	1,906	31.9%	1,477	692	785	514	5,282	88.3%
9 その他	11,884	8,054	3,830	32.2%	1,952	719	1,233	628	9,401	79.1%
合計	182,289	94,506	87,783	48.2%	78,362	24,499	53,863	46,660	165,665	90.9%

(4) 耐震性が確保されている棟数の内訳（図2）

耐震性が確保されている16万5,665棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…9万4,506棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万4,499棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万6,660棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内



3 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

調査結果から、耐震化は着実に進んでいることが分かりますが、依然として耐震性が確保されていない施設が見られます。また、平成28年4月の熊本地震では、災害応急対策の拠点となるべき市町村庁舎が、耐震性の不足により使用不能となり、災害応急対策の支障となった事例も生じました。

こうしたことも踏まえ、総務省では、耐震化に活用できる緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）を平成29年度以降4年間延長しました。また、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業に活用できる市町村役場機能緊急保全事業を平成29年度に創設することとしたので、地方公共団体に対して、これらの支援措置を活用して耐震化に早急に取り組むよう働き掛けていきます

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成28年12月）リンク先

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/12/281222_houdou_2.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525

平成28年版 救急・救助の現況

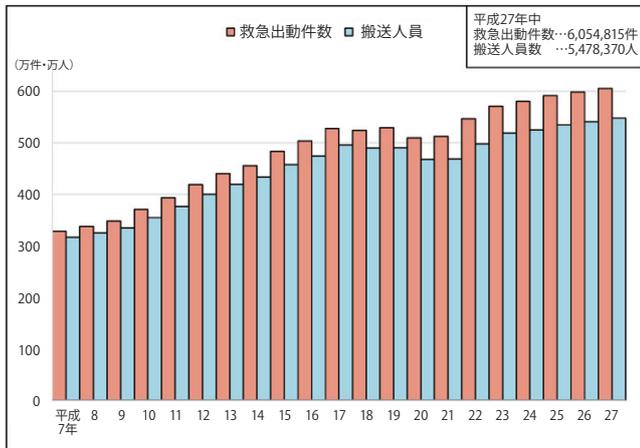
救急企画室／参事官
広域応援室

1 救急業務の実施状況

① 救急出動件数、搬送人員数ともに過去最多

平成27年中の救急自動車による救急出動件数は605万4,815件（前年比6万9,894件増、1.2%増）、搬送人員数は547万8,370人（前年比7万2,453人増、1.3%増）で、救急出動件数、搬送人員数ともに過去最多を更新しました。救急自動車は5.2秒に1回の割合で出動しており、国民の23人に1人が救急搬送されたこととなります。（図1参照）

図1 救急自動車による救急出動件数と搬送人員の推移



平成27年中の救急自動車による搬送人員数のうち、最も多い事故種別は急病（349万1,374人、63.7%）で、続いて一般負傷（81万7,931人、14.9%）、交通事故（49万7,979人、9.0%）となっています。（表1参照）

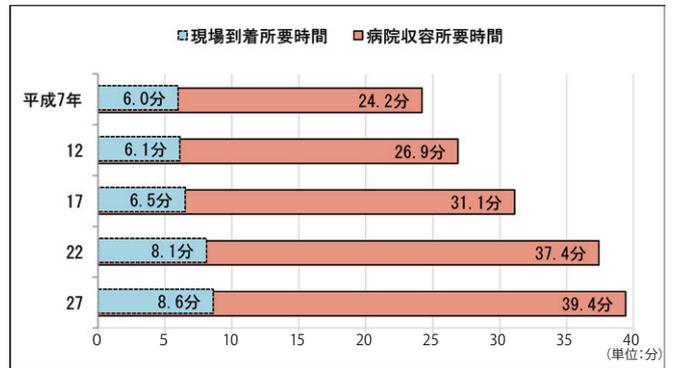
表1 救急自動車による事故種別搬送人員数

事故種別	平成27年中		平成26年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	3,491,374	63.7	3,419,932	63.3	71,442	2.1
交通事故	490,797	9.0	508,013	9.4	▲17,216	▲3.4
一般負傷	817,931	14.9	808,072	14.9	9,859	1.2
加害	28,116	0.5	29,768	0.6	▲1,652	▲5.5
自損行為	38,425	0.7	40,742	0.8	▲2,317	▲5.7
労働災害	49,589	0.9	50,461	0.9	▲872	▲1.7
運動競技	40,307	0.7	38,231	0.7	2,076	5.4
火災	5,600	0.1	5,869	0.1	▲269	▲4.6
水難	2,327	0.1	2,451	0.0	▲124	▲5.1
自然災害	336	0.0	503	0.0	▲167	▲33.2
その他	513,568	9.4	501,875	9.3	11,693	2.3
合計	5,478,370	100.0	5,405,917	100.0	72,453	1.3

② 現場到着所要時間、病院収容所要時間ともに過去最長

平成27年中の救急自動車による現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）は全国平均で8.6分（対前年比横ばい）となっています。また、救急自動車による病院収容所要時間（119番通報を受けてから病院に収容するまでに要した時間）は、全国平均で39.4分（対前年比横ばい）となっています。現場到着所要時間と病院収容所要時間の推移をみると、どちらも延伸傾向にあります。（図2参照）

図2 現場到着所要時間と病院収容所要時間の推移

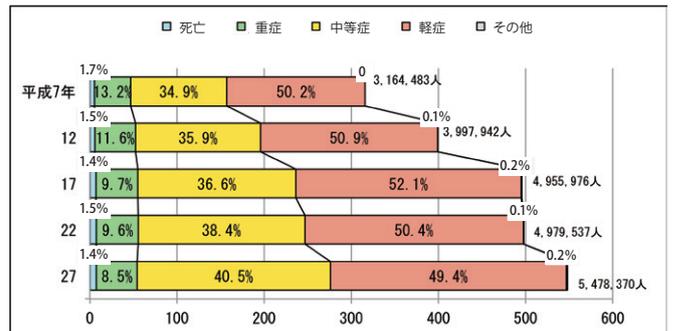


③ 搬送人員数の49.4%が結果として入院を必要としない軽症者

平成27年中の救急自動車による搬送人員数のうち、最も多い傷病程度は軽症270万5,974人（49.4%）、続いて中等症222万299人（40.5%）、重症46万5,457人（8.5%）、死亡7万6,255人（1.4%）となっています。傷病程度別の搬送人員の構成比について、過去からの推移をみると、軽症は約半数のまま横ばい、中等症は増加し、重症は減少しています。（図3参照）

※軽症とは、救急隊が傷病者を医療機関に搬送し、初診時における医師の診断において「入院加療を必要としないもの」をいう。（傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、骨折等で入院の必要はないが、通院による治療が必要な者は軽症として分類されています。）

図3 救急自動車による傷病程度別の搬送人員数と構成比（5年ごとの推移）



④ 搬送人員数の56.7%が高齢者

平成27年中の救急自動車による搬送人員数のうち、最も多い年齢区分は高齢者310万4,368人（56.7%）、続いて成人190万9,578人（34.9%）、乳幼児25万3,818人（4.6%）となっています。年齢区分別の搬送人員数の構成比について、過去からの推移をみると、高齢者の搬送割合は年々増加しています。（図4及び表2参照）

図4 救急自動車による年齢区分別の搬送人員数と構成比（5年ごとの推移）

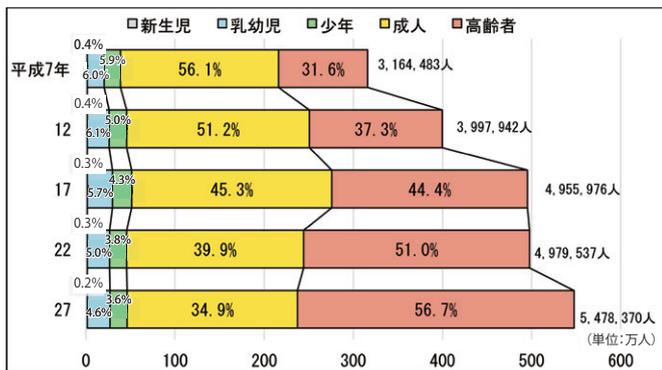


表2 救急自動車による傷病程度別の年齢区分別の搬送人員数

年齢区分 程度	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計
死亡	76 (0.6)	379 (0.2)	313 (0.2)	13,219 (0.7)	62,268 (2.0)	76,255 (1.4)
重症	1,724 (13.2)	4,110 (1.6)	4,105 (2.1)	110,187 (5.8)	345,331 (11.1)	465,457 (8.5)
中等症	9,575 (73.4)	55,456 (21.8)	46,194 (23.4)	610,214 (31.9)	1,498,590 (48.3)	2,220,029 (40.5)
軽症	1,612 (12.3)	192,840 (76.0)	146,250 (74.0)	1,171,696 (61.4)	1,193,576 (38.5)	2,705,974 (49.4)
その他	67 (0.5)	1,033 (0.4)	690 (0.3)	4,262 (0.2)	4,603 (0.1)	10,655 (0.2)
合計	13,054 (100.0)	253,818 (100.0)	197,552 (100.0)	1,909,578 (100.0)	3,104,368 (100.0)	5,478,370 (100.0)

(注) 傷病程度の定義

死亡：初診時において死亡が確認されたもの
 重症：傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
 中等症：傷病程度が重症または軽症以外のもの
 軽症：傷病程度が入院加療を必要としないもの
 その他：医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、もしくはその他の場所に搬送したもの

(注) 年齢区分の定義

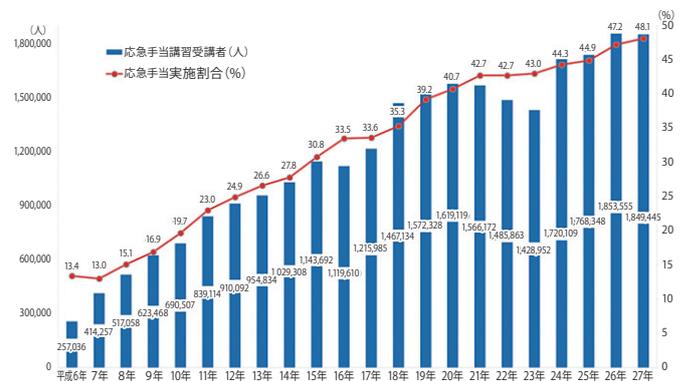
新生児：生後28日未満の者
 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
 少年：満7歳以上満18歳未満の者
 成人：満18歳以上満65歳未満の者
 高齢者：満65歳以上の者

⑤ 応急手当講習普及啓発活動とバイスタンダーによる応急手当¹件数の状況

平成27年中の消防本部が実施する応急手当講習の受講者数は184万9,445人となっています。

また、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）により応急手当が実施される割合は年々増加しており、平成27年には、心肺機能停止傷病者の48.1%にバイスタンダーによる応急手当が実施されています。（図5参照）

図5 応急手当講習受講者数と心肺機能停止傷病者への応急手当実施率の推移



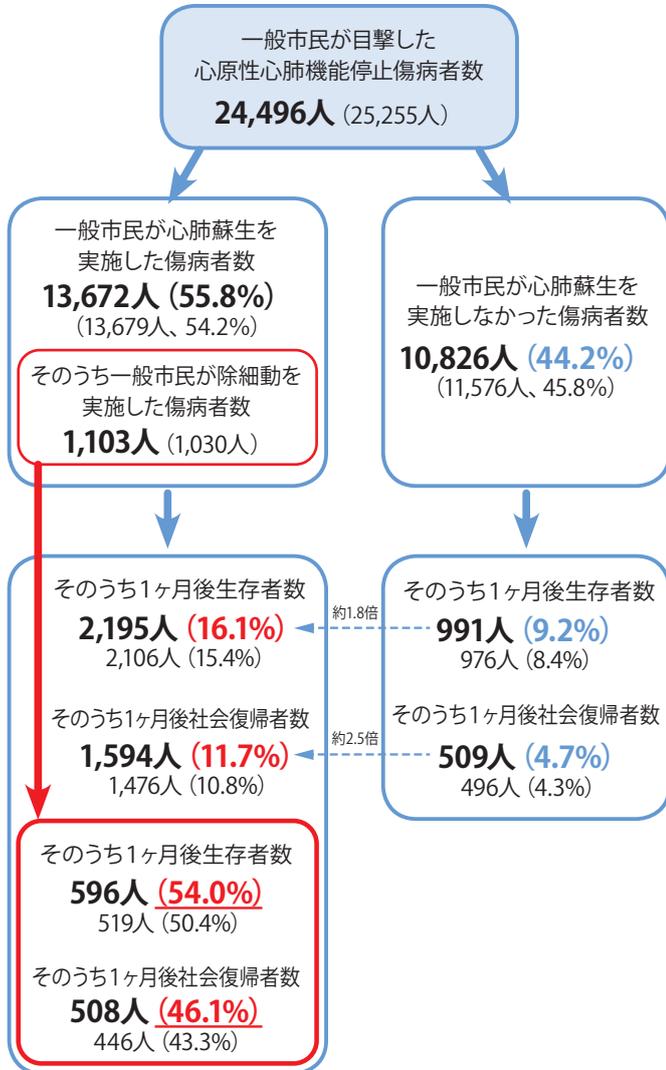
1 胸骨圧迫、人工呼吸、AEDによる除細動をいう。

⑥ 一般市民による応急手当及びAED実施による効果

平成27年中に一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者数は2万4,496人であり、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数は1万3,672人（55.8%）となっています。そのうち1か月後生存者数は2,195人、1か月後生存率は16.1%であり、心肺蘇生を実施しなかった場合の1か月後生存率9.2%と比較して約1.8倍高くなっています。また、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者のうち1か月後社会復帰者数は1,594人、1か月後社会復帰率は11.7%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1か月後社会復帰率4.7%と比較して約2.5倍高くなっています。

また、一般市民がAEDを使用し除細動を実施した傷病者数は1,103人、そのうち1か月後生存者数は596人（54.0%）、1か月後社会復帰者数は508人（46.1%）となっています。（図6参照）

図6 一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性心肺機能停止傷病者への心肺蘇生及びAEDの救命効果



2 救助業務の実施状況

救助人員は交通事故において減少、風水害等自然災害事故による事故で増加

平成27年中の救助活動の実施状況を見ると、救助出動件数は、8万7,636件（対前年比548件減、0.6%減）、救助活動件数は、5万5,966件（対前年比729件減、1.3%減）、救助人員は、5万9,190人（対前年比1,381人増、2.4%増）であり、前年と比較して救助出動件数及び救助活動件数は減少していますが、救助人員は増加しています。

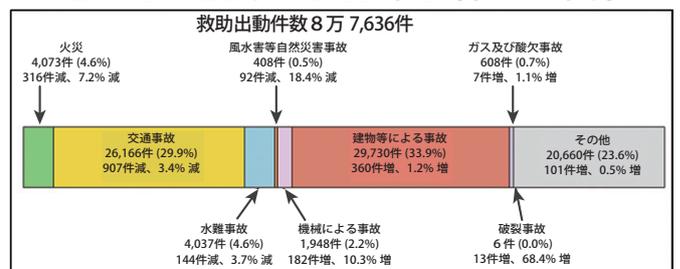
表3 救助出動件数、救助活動件数及び救助人員の推移

年	救助出動件数		救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減率(%)	件数	対前年増減率(%)	人員	対前年増減率(%)
平成23年	87,896	4.3	57,641	4.7	63,618	8.4
平成24年	86,306	▲1.8	56,103	▲2.7	59,338	▲6.7
平成25年	88,392	2.4	56,915	1.4	57,659	▲2.8
平成26年	88,184	▲0.2	56,695	▲0.4	57,809	0.3
平成27年	87,636	▲0.6	55,966	▲1.3	59,190	2.4

救助出動件数、救助活動件数及び救助人員において、「建物等による事故」が、大都市圏の状況を反映し、最多の事故種別となっています。また、「交通事故」は、近年減少傾向が続いている一方で、各都道府県別における状況では、依然として最多の事故種別となっています。

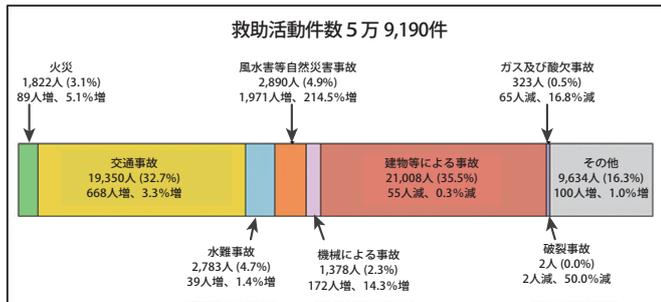
救助出動件数では「交通事故」が2万6,166件（対前年比907件減、3.4%減）、「火災」が4,073件（同316件減、7.2%減）と減少する一方で、「建物等による事故」が2万9,730件（同360件増、1.2%増）と増加しています。なお、「建物等による事故」は全体の33.9%を占めており、平成25年以降最多の種別となっています。次いで、「交通事故」2万6,166件(29.9%)、「火災」4,073件(4.6%)の順となっています（図7参照）。

図7 救助出動件数と対前年比（平成27年中）



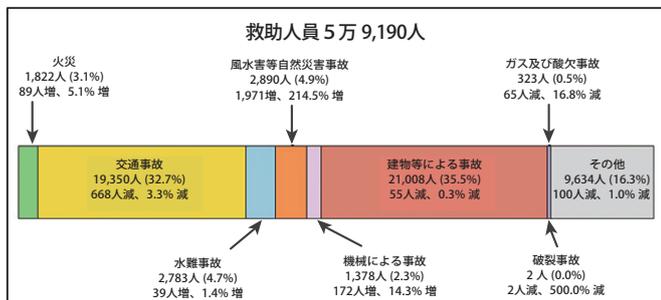
救助活動件数では「火災」、「交通事故」等の種別が減少するとともに、昨年まで増加が続いていた「建物等による事故」も2万2,378件（対前年比265件減、1.2%減）と減少しましたが、依然として全体の40.0%を占め、平成20年以降、最多の種別となっています（図8参照）。

図8 救助活動件数と対前年比（平成27年中）



救助人員では「交通事故」等の種別が減少する一方で、平成27年9月関東・東北豪雨により「風水害等自然災害事故」が大幅に増加しました。また、昭和53年以降「交通事故」が最多種別でしたが、平成25年以降、「建物等による事故」が最多となり、救助人員全体の35.5%を占めています（図9参照）。

図9 救助人員と対前年比（平成27年中）



3 ヘリコプターによる救急・救助活動

消防防災ヘリコプターによる救急・救助等業務の実施状況

平成27年中の消防防災ヘリコプターの出動実績は、火災出動906件（対前年比213件減）、救助出動2,290件（対前年比162件増）、救急出動3,375件（対前年比81件減）、情報収集・輸送等出動271件（対前年比87件減）、そのうち緊急消防援助隊活動153件（対前年比115件増）、合計6,842件（対前年比219件減）となっています。（図10及び表4参照）

図10 消防防災ヘリコプターの出動件数の推移（平成23年～平成27年）

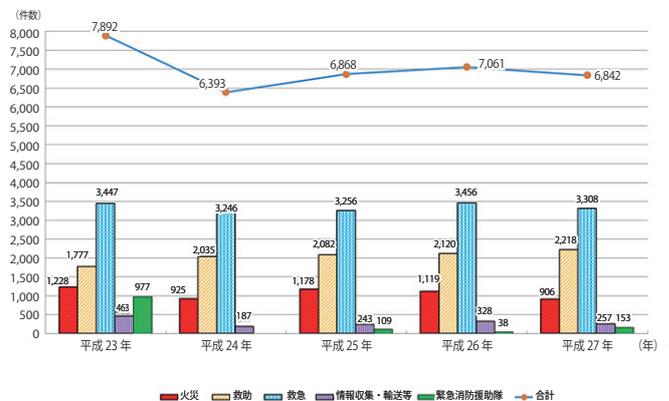


表4 緊急消防援助隊航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数（平成23～27年）

年・災害名	出動件数（件）		
	緊急消防援助隊航空小隊出動件数	救助・救急搬送人員（人）	
平成23年 東日本大震災	977	1,552	
平成25年 台風第26号による伊豆大島土砂災害	109	0	
平成26年	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	14	17
	御嶽山噴火災害	18	10
	長野県北部を震源とする地震	6	1
計	38	28	
平成27年	口永良部島噴火災害	5	0
	平成27年関東・東北豪雨災害	148	544
計	153	544	

※上表の航空隊の出動件数については、平成25年までは1日1件として計上していたが、平成26年中に再精査を行い、以降、緊急消防援助隊として出動した活動種別ごとの件数に改めた。

問合わせ先

- （救急）消防庁救急企画室救急連携係
TEL: 03-5253-7529
- （救助）消防庁国民保護・防災部参事官付救助係
TEL: 03-5253-7507
- （航空）消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室航空係
TEL: 03-5253-7527

「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」の開催

消防・救急課

1. 背景・目的

平成28年12月22日に糸魚川市の木造建物が密集した地域において大規模火災が発生しましたが、この際の消防活動等を検証した上で、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討を行うため、検討会を発足し、平成29年1月27日に第1回検討会を開催しました。

2. 第1回検討会の概要

第1回検討会では、糸魚川市消防本部、糸魚川市、新潟市消防局、新潟県から、延焼の状況、車両・水利の状況、応援活動の状況、出火の原因、住民避難の状況、消防団の活動状況等について説明が行われた後、質疑応答及び意見交換が行われました。



第1回検討会の様子①



第1回検討会の様子②

3. スケジュール

第1回検討会 平成29年1月27日

第2回検討会 平成29年2月24日

第3回検討会 平成29年3月9日

※以降、順次開催し、春頃までに報告書を取りまとめる予定。

4. 委員等

【座長】

・室崎 益輝 神戸大学名誉教授

【委員】

・秋山 昭二 日本消防協会業務部長
 ・大麻 精一 全国消防長会予防委員会委員長（千葉市消防局長）

・大宮 喜文 東京理科大学教授
 ・川本 一雄 全国消防長会警防防災委員会委員長（北九州市消防局長）

・小林 恭一 東京理科大学教授
 ・関澤 愛 東京理科大学教授
 ・田中 淳 東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター長・教授

・田村 圭子 新潟大学教授
 ・浜本 憲一 都道府県消防防災・危機管理部局長会長（千葉県防災危機管理部長）

・松浦 和夫 東京消防庁理事兼警防部長事務取扱
 ・山崎 登 日本放送協会解説主幹

【オブザーバー】

・榎原 毅 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長

・鈴木 徹 国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長

・石坂 聡 国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室長

・千葉 剛輝 気象庁予報部業務課気象防災情報調整室長

・遠藤 博伸 富山県広域消防防災センター副所長兼富山県消防学校長

問合わせ先

消防庁消防・救急課

TEL: 03-5253-7522

車座ふるさとトークの開催

地域防災室

平成29年2月4日、原田総務副大臣出席の「車座ふるさとトーク」を高知県黒潮町で開催しました。その概要は以下のとおりです。

1 車座ふるさとトークとは

安倍内閣では、大臣、副大臣、政務官が地域に赴き、テーマを決めて、現場の方々と少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聞いて、政策にいかすとともに、重要政策について説明する「車座ふるさとトーク」を開催しています。

2 高知県黒潮町の概要

- 中央防災会議による南海トラフ地震の被害想定において、最大津波高34メートルという国内一の想定を受けた町。
- 「犠牲者ゼロ」を目指し、津波避難空間の整備や職員地域担当制の導入等、防災の取組を進めている。

3 車座ふるさとトークの概要

- 参加者：12人
(内訳：黒潮町消防団、消防団員の配偶者、自主防災組織、女性防火クラブ、「世界津波の日」高校生サミット議長（高校生）、小学校長、黒潮町役場職員等)
- 主な意見
 - ・黒潮町の津波想定高は34.4メートルと日本で一番厳しい数字であるが、「犠牲者ゼロ」を目指し、町をあげて防災対策に取り組んでいる。
 - ・消防団は地域のつながり・文化を守る役割も持っている。訓練等の活動が特殊でもあるので、特に若者から敬遠されないように魅力づくりをすることが必要である。
 - ・被用者（サラリーマン）が消防団員の多くを占めるようになっており、仕事中的出勤等が難しいため、昼間の消防団活動を支援できるよう消防団員OB、女性に関わってもらうことも重要である。また、高校生等の果たす役割も重要であるため、学校での教育にも力を入れている。
 - ・自主防災組織としては、どのようにリーダーを育成して

いくかが課題。また、子供の防災意識を高めることで、子供の親の訓練参加につながるといった効果がある。

- ・「世界津波の日」高校生サミットでは、災害を知る、災害に備える、復旧・復興するといった3つのテーマで話し合い、アクションプランを宣言として採択した。防災に対する意識が高まったとともに、自然と上手く付き合っていくことについて考える機会となった。
- ・町民の防災意識の醸成は進んでいるが、観光客など地域外から来た人への対応のため、分かりやすい標識の設置や声かけの徹底も必要である。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 富川
TEL: 03-5253-7561

全国救急隊員シンポジウムが神戸市で開催

救急企画室

1. 全国救急隊員シンポジウムとは

「第25回全国救急隊員シンポジウム」が、神戸市消防局と一般財団法人救急振興財団との共催により、1月26日（木）と27日（金）の2日間にわたり、神戸市（神戸国際展示場・神戸国際会議場）で開催されました。

この「全国救急隊員シンポジウム」は、救急業務の充実と発展に資することを目的に、全国の救急隊員や消防職員、都道府県や消防学校の職員、医療従事者等、救急業務に関係する者が一堂に会し、実務的観点からの研究発表や意見交換を行っているもので、平成5年より毎年1回、一般財団法人救急振興財団と開催地消防本部とで共同開催されており、今年で25回を数えました。



【開会式】

2. 今回のシンポジウムの内容について

今回のシンポジウムは、平成6年の第2回全国救急隊員シンポジウム以来、神戸市で2回目の開催となりました。「阪神・淡路大震災」から復興を遂げた神戸から、メインテーマである「救命の未来をデザインする～『みなとまち神戸』から飛躍への道しるべを～」をコンセプトに、大規模化、多様化する「災害」への対応や救急隊の直面している課題に向けた取組などが、全国へ向け発信されました。

基調講演では、「経験から学ぶ、未来につなげる」というテーマで兵庫県災害医療センターの中山伸一先生、東北大学病院の石井正先生から消防と医療の連携や災害時の備えについて、貴重な講演をいただきました。

シンポジウムの内容は多岐にわたり、救急隊員の再教育、処置拡大、救急隊員が取り扱う個人情報、救急救命士のスキルアップトレーニングなど、救急隊員にとって、どの内容も関心の高いものでした。



【教育講演・「法律問題を知る」】



【スキルアップトレーニング】

また、緊急報告として「相模原市における社会福祉施設での集団救急対応」について、救急隊員等の活動状況や医療機関側の対応等について報告され、多数傷病者事案での多機関連携について考えさせられる内容でした。

市民公開講座では「救急車がくるまでに」と題して、救急車が到着するまでの応急処置などについて講演され、リオデジャネイロパラリンピック陸上競技・走り幅跳び銀メダリストの山本 篤氏を交えて、心肺蘇生法の実技体験があり、多くの市民が参加され、関心の高さが伺えました。



【市民公開講座】



3. 地元関係者の熱心な取組

当日は、兵庫県内はもとより、全国各地から約7,800名（2日間延総人数）の関係者が来場し、盛大なシンポジウムとなりました。これもひとえに、主催者である一般財団法人救急振興財団や神戸市消防局を始め、地元医師会など関係各機関の皆様が一致協力してシンポジウム運営に当たられた御尽力の賜物であるといえます。今後もこのシンポジウムが救急業務の更なる充実と発展に資するものとなることを期待しています。

なお、次回の「第26回全国救急隊員シンポジウム」は、平成29年11月21日（火）と22日（水）の2日間、千葉市において開催されます。

問い合わせ先

消防庁救急企画室 大坪
TEL: 03-5253-7529

全国消防防災主管課長会議の開催

総務課

平成29年1月27日（金）に、全国の都道府県・指定都市の消防防災主管課長を対象として、総務省講堂において「全国消防防災主管課長会議」を開催しました。



挨拶をする消防庁長官

会議では、青木信之消防庁長官の挨拶に引き続き、各課室長等から、平成29年度予算案や消防防災行政の最近の動き、今後の施策の実施に当たっての留意事項などについて説明しました。また、消防庁からの説明の後、防衛省より防衛省・自衛隊の災害派遣について、気象庁より防災気象情報の改善等について御説明いただきました。

なお、当日の会議の様子は、（一財）自治体衛星通信機構のホームページ（<http://www.lascom.or.jp/movie/shobou>）にて動画配信されております。

平成29年1月27日（金） 13:15～16:45

総務省 地下2階「講堂」

説明者	説明事項等
消防庁長官	予算の活用 糸魚川火災 地域の防災体制の再点検・再構築 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 緊急防災・減災事業債等
総務課長	平成29年度消防庁予算案について 平成29年度消防庁予算及び平成29年度の消防防災に関する地方財政措置の見直し・その他留意事項について 「消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）」について 自治体消防制度70周年記念式典について
消防研究センター 研究統括官	平成29年度消防研究センターの研究と行事計画

説明者	説明事項等
救急企画室長	救急搬送の現状 救急安心センター事業（#7119）に普及 平成28年度救急業務のあり方に関する検討会
予防課長	消防設備関係の最近の動き 民泊サービスへの対応 違反是正の実効性向上 外国人来訪者等が利用する施設における防火・防災対策 住宅用火災警報器の維持管理等
危険物保安室長	危険物の規制に関する規則の一部改正について（天然ガスタンク併設給油取扱所の停車スペースの共用化） 危険物等に係る事故防止対策の推進について
防災課長	地方公共団体の業務継続性の確保 地域の防災体制の再点検・再構築 自治体大学の防災・危機管理特別研修等
国民保護室長	全国瞬時警報システム（Jアラート）について テロ対策、国民保護に関する訓練について 市町村国民保護計画の作成等及び避難実施要領のバターンの作成の促進について 安否情報システムについて
地域防災室長	消防団を中核とした地域防災力の充実強化について
広域応援室長	緊急消防援助隊の機能強化に向けた取組について 緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化及び実動関係機関との連携強化等について 消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件の見直し及び訓練プログラムの策定について
防災情報室長	防災行政無線の現状等 スマートフォンを活用した音声によらない119番通報の導入 消防指令台のあり方を検討する必要性・背景
応急対策室長	火災・災害に関する報告について 火災・災害等即報要領の改正について 都道府県における人的被害の数の一元的な集約・調整
参事官	消防機関におけるNBC災害等対応能力向上について 国際消防救助隊の派遣体制の推進 国際協力の推進
消防大学校副校長	平成29年度消防大学校教育訓練計画について
消防・救急課長	平成29年度の消防防災に関する地方債措置の見直しについて 消防防災施設等の整備に係る主な財政措置（平成29年度（案）） 市町村消防の広域化の推進及び新たな連携・協力について 119番通報等における多言語対応の推進について 糸魚川火災を受けた対応について 女性消防吏員の更なる活躍の推進について 消防職員委員会について 消防職団員の安全管理について 消防職団員の惨事ストレス対策について 消防職団員の厳正な服務規律について
特殊災害室長	石油コンビナート等における災害対策の推進
防衛省統合幕僚監部参事官付災害派遣班・国民保護班班長	防衛省・自衛隊の災害派遣について
気象庁防災企画室長	防災気象情報の改善等について

問い合わせ先

消防庁総務課 菊田、船岡
TEL: 03-5253-7521

緊急消防援助隊情報

平成28年に発生した災害への緊急消防援助隊出動に係る消防庁長官表彰

広域応援室

1 災害及び活動の概要

(1) 平成28年熊本地震における活動

平成28年4月14日（木）21時26分及び16日（土）1時25分の熊本県熊本地方を震源とする地震（14日：マグニチュード6.5、最大震度7:益城町、16日：マグニチュード7.3、最大震度7:益城町、西原村）を含む一連の地震活動により、熊本県を中心とした広い範囲で建物倒壊や地滑り等による人的及び物的被害が発生しました

この災害に対し、消防庁長官の求めにより、20都府県から延べ4,336隊、15,613名の緊急消防援助隊が出動し、現地で捜索救助や救急搬送等に従事しました。

(2) 台風第10号による災害における活動

平成28年8月30日（火）18時前に岩手県大船渡市付近に上陸した台風第10号の影響で岩手県宮古市、久慈市で1時間に80ミリの猛烈な雨となるなど、東北地方から北海道地方にかけての広い範囲で大雨となり、河川のはん濫等により人的被害が生じたほか、多数の住家被害や孤立地域が発生しました。

この災害に対し、消防庁長官の求めにより、6都府県から延べ825隊、3,238名の緊急消防援助隊が出動し、孤立した住民等の救助活動に従事しました。

2 消防庁長官表彰

平成28年熊本地震に出動した201消防本部及び10県（消防防災航空隊）、台風第10号による災害に出動した25消防本部及び4県（消防防災航空隊）に対して消防庁長官表彰を行いました。

また、平成29年2月8日（水）には、東京都中央区六番町の主婦会館プラザエフにおいて消防庁長官表彰授与式を開催し、青木長官から出席者に賞状を授与しました。



福岡市消防局受領



仙台市消防局受領



挨拶を述べる青木長官



1 平成28年熊本地震（201消防本部、10県）

- 【東京都】 ・東京消防庁
- 【京都府】 ・京都市消防局 ・福知山市消防本部 ・舞鶴市消防本部 ・綾部市消防本部 ・宇治市消防本部 ・城陽市消防本部
・八幡市消防本部 ・京田辺市消防本部 ・京丹後市消防本部 ・久御山町消防本部 ・相楽中部消防組合消防本部
・宮津与謝消防組合消防本部 ・京都中部広域消防組合消防本部 ・乙訓消防組合消防本部
- 【大阪府】 ・大阪市消防局 ・堺市消防局 ・岸和田市消防本部 ・豊中市消防局 ・池田市消防本部 ・吹田市消防本部
・高槻市消防本部 ・貝塚市消防本部 ・茨木市消防本部 ・八尾市消防本部 ・富田林市消防本部
・河内長野市消防本部 ・松原市消防本部 ・和泉市消防本部 ・箕面市消防本部 ・摂津市消防本部
・東大阪市消防局 ・交野市消防本部 ・守口市門真市消防組合消防本部 ・枚方寝屋川消防組合消防本部
・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 ・泉州南消防組合泉州南広域消防本部
・大東四條畷消防組合大東四條畷消防本部
- 【兵庫県】 ・神戸市消防局 ・姫路市消防局 ・尼崎市消防局 ・明石市消防本部 ・西宮市消防局 ・芦屋市消防本部
・伊丹市消防局 ・豊岡市消防本部 ・加古川市消防本部 ・赤穂市消防本部 ・宝塚市消防本部 ・三木市消防本部
・高砂市消防本部 ・川西市消防本部 ・小野市消防本部 ・三田市消防本部 ・篠山市消防本部 ・丹波市消防本部
・猪名川町消防本部 ・淡路広域消防事務組合消防本部 ・北はりま消防本部 ・西はりま消防本部 ・南但消防本部
- 【鳥取県】 ・鳥取県東部広域行政管理組合消防局 ・鳥取県西部広域行政管理組合消防局 ・鳥取中部ふるさと広域連合消防局
- 【島根県】 ・松江市消防本部 ・出雲市消防本部
- 【岡山県】 ・岡山市消防局 ・倉敷市消防局 ・玉野市消防本部 ・総社市消防本部 ・高梁市消防本部 ・新見市消防本部
・瀬戸内市消防本部 ・赤磐市消防本部 ・真庭市消防本部 ・美作市消防本部 ・笠岡地区消防組合消防本部
・井原地区消防組合消防本部 ・津山圏域消防組合消防本部 ・東備消防組合消防本部
- 【広島県】 ・広島市消防局 ・福山地区消防組合消防局
- 【山口県】 ・下関市消防局 ・山口市消防本部 ・萩市消防本部 ・防府市消防本部 ・下松市消防本部 ・長門市消防本部
・美祢市消防本部 ・周南市消防本部 ・柳井地区広域消防本部 ・光地区消防組合消防本部
・岩国地区消防組合消防本部 ・宇部 ・山陽小野田消防局
- 【徳島県】 ・徳島市消防局 ・小松島市消防本部 ・美馬市消防本部 ・美馬西部消防組合消防本部
・徳島中央広域連合消防本部 ・みよし広域連合消防本部
- 【香川県】 ・高松市消防局 ・丸亀市消防本部 ・坂出市消防本部 ・善通寺市消防本部 ・多度津町消防本部
・仲多度南部消防組合消防本部 ・大川広域消防本部 ・三観広域行政組合消防本部 ・小豆地区消防本部
- 【愛媛県】 ・松山市消防局 ・今治市消防本部 ・大洲地区広域消防事務組合消防本部
- 【高知県】 ・高知市消防局 ・香南市消防本部
- 【福岡県】 ・北九州市消防局 ・福岡市消防局 ・大牟田市消防本部 ・直方市消防本部 ・柳川市消防本部 ・筑後市消防本部
・大川市消防本部 ・行橋市消防本部 ・中間市消防本部 ・みやま市消防本部 ・糸島市消防本部
・苅田町消防本部 ・八女消防本部 ・筑紫野太宰府消防組合消防本部 ・飯塚地区消防本部
・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 ・田川地区消防本部 ・久留米広域消防本部 ・京築広域圏消防本部
・直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部 ・甘木・朝倉消防本部 ・粕屋南部消防組合消防本部
・宗像地区消防本部 ・粕屋北部消防本部 ・遠賀郡消防本部
- 【佐賀県】 ・唐津市消防本部 ・鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部 ・杵藤地区広域市町村圏組合消防本部
・佐賀広域消防局 ・伊万里・有田消防本部
- 【長崎県】 ・長崎市消防局 ・佐世保市消防局 ・平戸市消防本部 ・松浦市消防本部 ・対馬市消防本部 ・五島市消防本部
・壱岐市消防本部 ・新上五島町消防本部 ・県央地域広域市町村圏組合消防本部
・島原地域広域市町村圏組合消防本部
- 【大分県】 ・大分市消防局 ・別府市消防本部 ・中津市消防本部 ・佐伯市消防本部 ・臼杵市消防本部 ・津久見市消防本部
・竹田市消防本部 ・豊後高田市消防本部 ・宇佐市消防本部 ・豊後大野市消防本部 ・由布市消防本部
・国東市消防本部 ・日田玖珠広域消防組合消防本部 ・杵築速見消防組合消防本部
- 【宮崎県】 ・宮崎市消防局 ・都城市消防局 ・延岡市消防本部 ・日南市消防本部 ・日向市消防本部 ・串間市消防本部
・西都市消防本部 ・宮崎県東児湯消防組合消防本部 ・西諸広域行政事務組合消防本部



- 【鹿児島県】 ・鹿児島市消防局 ・枕崎市消防本部 ・出水市消防本部 ・垂水市消防本部 ・薩摩川内市消防局
 ・日置市消防本部 ・霧島市消防局 ・いちき串木野市消防本部 ・南さつま市消防本部 ・始良市消防本部
 ・さつま町消防本部 ・指宿南九州消防組合消防本部 ・阿久根地区消防組合消防本部 ・伊佐湧水消防組合消防本部
 ・大隅曾於地区消防組合消防本部 ・大隅肝属地区消防組合消防本部 ・熊毛地区消防組合消防本部
 ・大島地区消防組合消防本部
- 【沖縄県】 ・那覇市消防局 ・宜野湾市消防本部 ・浦添市消防本部 ・沖縄市消防本部 ・うるま市消防本部
 ・比謝川行政事務組合ニライ消防本部
- 【関係県】 ・鳥取県危機管理局 ・島根県防災部 ・広島県危機管理監 ・山口県総務部 ・香川県危機管理総局
 ・愛媛県県民環境部 ・高知県危機管理部 ・長崎県危機管理監 ・宮崎県総務部 ・鹿児島県危機管理局

2 台風第10号による災害（25消防本部、4県）

- 【青森県】 ・三沢市消防本部 ・つがる市消防本部 ・中部上北広域事業組合消防本部 ・五所川原地区消防事務組合消防本部
 ・弘前地区消防事務組合消防本部 ・八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 ・青森地域広域事務組合消防本部
 ・下北地域広域行政事務組合消防本部 ・鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部 ・十和田地域広域事務組合消防本部
 ・北部上北広域事務組合消防本部
- 【宮城県】 ・仙台市消防局 ・名取市消防本部 ・岩沼市消防本部 ・登米市消防本部 ・栗原市消防本部
 ・黒川地域行政事務組合消防本部 ・石巻地区広域行政事務組合消防本部 ・塩釜地区消防事務組合消防本部
 ・亘理地区行政事務組合消防本部 ・仙南地域広域行政事務組合消防本部 ・大崎地域広域行政事務組合消防本部
 ・気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部
- 【東京都】 ・東京消防庁
- 【神奈川県】 ・横浜市消防局
- 【関係県】 ・青森県危機管理局 ・宮城県総務部 ・秋田県総務部 ・福島県危機管理部



平成28年熊本地震に出動した皆様



台風第10号による災害に出動した皆様

3 おわりに

消防庁では、今後、発生が懸念される首都直下地震及び南海トラフ地震などの大規模災害に際し、緊急消防援助隊の出動に関する措置を迅速かつ的確に行うとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の更なる充実・強化に努めてまいります。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 北村
 TEL: 03-5253-7527 (直通)

先進事例 紹介

職員一丸となり、地域住民の安全・安心を守ります。

静岡県 富士山南東消防本部

1 富士山南東消防本部の概要

富士山南東消防本部は、静岡県の東部に位置する三島市、裾野市、長泉町の2市1町を構成市町として、226.97km²の面積に約20万7千人の住民が生活しています。この地域は、世界文化遺産の富士山の麓に、東には箱根外輪山、西には愛鷹連山、南に駿河湾を望み、豊富な地下水にも恵まれ、美しい自然に囲まれた地域です。近年では、新東名高速道路や東駿河湾環状道路が開通し、東海道新幹線などの鉄道網と共に交通アクセスの利便性にも優れております。

平成28年4月に運用を開始した当本部は、1消防本部3消防署5分遣所体制で、247人の消防職員が、地域住民の安全・安心のため、日々精進しております。



富士山南東消防本部開所式

2 広域化に至る経緯

平成18年6月の消防組織法の改正による「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を受け、静岡県では、平成20年3月に県全体を東部、中部、西部の3圏域消防本部を基本とした「静岡県消防救急広域化推進計画」が策定されました。

この計画を基に平成22年7月から消防の広域化を協議研究する「駿東伊豆地区消防救急広域化研究協議会」を設置し、協議を重ねてまいりました。平成24年5月には、三島市、裾野市及び長泉町で消防通信指令施設の共同整備、及び消防広域化を検討していくことで合意し、「三島市、裾野市及び長泉町消防広域研究協議会」を任意協議会として設置し、更に検討を深めてまいりました。平成27年4月には、法定協議会として「三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会」に移行し、同年10月、三島市、裾野市及び長泉町消防通信指令施設の共同運用を開始するとともに、同年12月、三島市、裾野市及び長泉町広域消防運営計画を策定いたしました。平成28年1月には、「富士山南東消防組合」が発足し、同年4月、富士山南東消防本部の運用を開始いたしました。



3 消防広域化の効果

(1) 災害発生時における初動体制、増援体制の強化

火災発生時の出動車両数を増加することができるようになり、初動体制の強化に繋がりました。また、広域化前の管轄区域（市町境）を越えた応援出動件数は、平成27年は年間30件でしたが、平成28年は年間327件と大幅に増加しました。

(2) 現場到着時間の短縮

消防ポンプ車・救急車の運用効果においては、直近署所から出動するため、現場到着時間が短縮し、より迅速に対応することが可能となりました。

(3) 予防業務の強化

予防業務の専門化、高度化を図ることで、消防設備等、予防査察、防火管理及び法令違反等の指導ができる体制となりました。

(4) スケールメリットを生かした消防車両・資機材の整備

消防車両・資機材は、高価で維持管理にも多額の費用を要するため、単独の消防本部で運用するには財政的に大きな負担となります。そこで、広域化によるスケールメリットを生かし、計画的に整備を進めています。平成28年度は消防ポンプ車1台と救急車1台、資機材搬送車1台を更新することができました。また、はしご車は三島市のみ、化学車は裾野市のみ保有でしたが、2市1町で活用することが可能となりました。



消防指令センター



3署合同訓練（中高層火災消防訓練）



3署合同訓練（多数傷病者想定訓練）

4 おわりに

三島市、裾野市及び長泉町は、東海地震や富士山噴火など大規模災害が発生する可能性のある地域です。また、新東名高速道路、東名高速道路、東駿河湾環状道路、国道1号線、国道136号線、国道246号線と道路網が発達し、さらに、新幹線、JRの東海道線、御殿場線、伊豆箱根鉄道など、鉄道網も発達しているところですので、大きな事故が起こり得る地域でもあります。

そのような中、富士山南東消防本部におきましては、広域化したことによるスケールメリットを最大限に生かし、三島市、裾野市及び長泉町に住む20万人を超える住民の皆様方の生命、身体及び財産を守るために、職員一丸となり取り組んでまいります。

消防車型のローリングストックBOXによる広報活動

神奈川県 横浜市消防局

横浜市消防局では、横浜消防のPR及び災害用食糧備蓄方法であるローリングストック法の啓発をするために、株式会社崎陽軒及び横浜ウォーカーと連携してコラボレーション商品を製作しましたので、御紹介します。



横浜市消防局×横浜ウォーカー×崎陽軒コラボ
横濱かりい（3個入り）ローリングストックBOX

1 ローリングストック法とは

普段から食べ慣れた食品を多めに買って置き、それを定期的に消費し、消費した分だけ買い足して備蓄していく方法です。災害に備えながらも定期的に消費していくため、賞味期限の短い食品も非常食として扱えます。更に、食べ慣れた味は災害時のストレスを軽減するといわれています。

2 経緯

当局では、働きやすい職場づくりや市民サービスの向上のため、消防局改革推進委員会を設置し、様々な取組を進めてきました。消防局改革推進委員会とは、年齢や階級等を問わず、「職場をこんな風に改善したい！」「これまでの経験を活かして新しいことに挑戦したい！」といった熱意を持った職員が集まり、年度ごとに取組内容を決めて活動をするものです。今までの取組事例として、職員の声を反映させて現場活動に必要な情報を集約した独自の消防活動手帳を製作したことや、企業とコラボレーションしてご当地Tシャツを製作したことなどが挙げられます。

平成28年度は、横浜市政策局のテーマ型共創フロント※を活用した「横浜消防のPR・ブランディングと市民の防災意識の啓発」を取組の一つとして進めてきました。

※ 「テーマ型共創フロント」について
「共創フロント」とは、行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案窓口です。

「テーマ型共創フロント」は、その発展形として市から課題を提示し、公民連携の提案・アイデア及び連携事業者を公募するものです。

そして平成28年11月、横浜名物のシウマイ弁当でも有名な株式会社崎陽軒と連携してローリングストック法を活用した備蓄食糧商品（以下「ローリングストックBOX」という。）を製作することが決まりました。

また、株式会社KADOKAWA刊行の地域情報誌「横浜ウォーカー」とも連携して、平成29年1月増刊号の特集企画でローリングストックBOXについて紹介してもらうことで、横浜ウォーカーを愛読する幅広い世代に対しても広報することができました。



消防局改革推進委員会の様子



横浜ウォーカー掲載記事の撮影の様子

3 商品概要

商品の概要としては、当局のSR（特別高度救助部隊）の消防車両をモデルとした箱に、崎陽軒で生産している「横濱かりい」というレトルトカレーを3個詰めたものであり、箱の天面にローリングストック法の説明を分かりやすく表示してあります。箱の中のレトルトカレーを定期的に消費して詰め替えることで災害時の備蓄食糧として備えることができます。



ローリングストックBOXの中身



ローリングストックBOXの天面

4 効果

今回のコラボレーション企画によって、消防を市民にとってより親しみやすく、いつでも安心・安全を守る身近な存在としてPRすることができます。更に、ローリングストック法を啓発することができるため、大規模災害時の自助に係る市民の防災・減災意識の向上が期待できます。

当局としての費用負担はない中での取組であるため、広報活動の費用対効果としては非常に大きいと考えられます。

崎陽軒はこれまでも横浜を盛り上げるために、自治体や企業とのコラボレーション企画に積極的に取り組んできました。そして、横濱かりい以外にもお粥や中華総菜などのレトルト商品を販売しており、ローリングストックBOXにそれらの商品を入れ替えて備えることも可能であるため、双方にとって良い相乗効果があります。

ローリングストック法の啓発についても賛同していただき、双方の想いが重なるコラボレーションを実現することができました。

5 販売開始

ローリングストックBOXは、横浜消防出初式2017に合わせて平成29年1月8日（日）から、出初式会場及び市内の崎陽軒63店舗において販売を開始しました。

出初式当日は途中から雨が降る中、65,000人の来場者があり、崎陽軒の出展ブースを訪れた消防ファンや子ども連れの御家族などが購入されていました。



横浜消防出初式2017会場写真

6 販売後の反響

販売開始の前に、消防局、崎陽軒及び横浜ウオーカーの3者で同時にプレスリリースをしたこともあり、販売前後で新聞やNHKの首都圏ニュースで取り上げられました。その他、インターネットやラジオといった数多くのメディアで紹介されたため、多くの人に対してPR・広報を実現することができました。

7 今後

大規模災害時の備えは、一人ひとりが考え、準備しておく自助・共助の心構えが重要となります。今回のコラボレーション企画が、ローリングストック法について一人でも多くの人に知ってもらい、日頃から災害への備えをしていただくきっかけとなれば幸いです。

横浜市消防局では、今後も市民の防災・減災意識の向上のための取組を積極的に進めてまいります。

こども夜回りの実施

恵那市消防本部

平成29年1月21日、文化財防火デーに先立ち、国の重要伝統的建造物群保存地区である恵那市岩村町本通りで市少年消防隊岩村地区隊員の他、恵那市消防団岩村分団、岩村城下町まちなみ保存会ら約50名による火災予防を呼び掛ける夜回りを行いました。

「火事をなくそう岩村町」「戸締り用心、火の用心」と呼び掛けながら拍子木を打ち鳴らし、町並みを約1時間かけて歩きました。夜回り後は岩村町女性防火クラブが用意した豚汁をいただき、体を温めました。



「社会福祉施設防火安全講習会」を開催

朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部

平成28年11月30日、高齢者が入居する福祉施設の関係者を対象に、深夜の火災発生時の行動要領、施設の防火性能等の把握を目的として、社会福祉施設防火安全講習会を開催し、26施設から28人が参加しました。

火災事例の教訓や出火時の初動対応の講義、SP散水の見学、自火報の操作体験、煙中訓練及び寝具や衣類等での応急搬送訓練を行い、最後に、会場内にグループホームに見立てた部屋等を作り、深夜に自火報が作動したという想定で、学んだことを発揮してもらう訓練を行いました。



消防通信 望楼 ぼうろう

防災センター展示ホール リニューアルオープン

尼崎市消防局

平成28年11月5日、防災センター展示ホールのリニューアルオープン式を行いました。119番通報や消火器による消火、煙からの避難等を体験できるコーナーのほか、尼崎市の過去の災害を知るコーナーが新たに設けられ、招待した市内の少年消防クラブ員に、新設備を体験してもらいました。

また同日開催の、尼崎市市制100周年記念事業「尼崎市防災フォーラム2016」の屋外イベントステージにおいて、消防局のヒーローキャラクター「あまらぶ戦隊AAA（トリプル・エース）」がデビューしました。神戸芸術工科大学特殊造形部との官学連携事業によって誕生したヒーロー達と共に、今後も尼崎市の安全・安心を守っていきます。



消火体験コーナーの様子



あまらぶ戦隊AAA(トリプル・エース)

「平成29年本所消防団始式」の挙行

東京消防庁本所消防署

平成29年1月8日、江戸東京博物館ホールにおいて「本所消防団始式」が、多数の来賓が参加されるなかで挙行されました。式典において、総務省消防庁の非常勤職員としては初となる消防団員の磯貝美和子団員が救命講習普及功労における活動が認められ、消防団長表彰を受賞しました。磯貝団員は「消防団で活躍した叔父の影響を受け、自分も地域に貢献したい。」との強い使命感から、平成27年8月1日に本所消防団に入団しました。今後、益々の活躍が期待されます。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



予防科における実践的な訓練の概要

消防大学校では、専科教育において、予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に「予防科」を設置しています。

予防科では、入校前に事前教育として約2か月間のeラーニング（インターネットによる個別学習）を経て、約2か月間の集合教育を受講します。

今回は、予防科において実施している実践的な訓練としての「違反処理実習」について紹介します。

1 目的

- (1) 事前の座学で学んだ具体的な違反処理の手法（質問調書の記載、命令書の作成・交付、標識の作成・公示）の実践
- (2) 実習を通して、関係者が理解しやすい危険性説明の重要性を学ぶ
- (3) 違反処理実習を通して、参加者の所属する消防本部でそれぞれ実施されている立入検査・違反処理の手法の工夫を学ぶ

2 訓練想定

- (1) 市民からの通報に基づき複合用途防火対象物の立入検査を実施
- (2) 立入検査により屋内階段に大量の可燃物が存置されているのを確認
- (3) 直ちに可燃物の除去ができるか関係者に確認するも除去する意思がないため除去命令を発動

3 実習要領

- (1) 3人1組で消防役と関係者役を交互に実施
- (2) 消防役のうち1名が関係者への質問、他の2名は実況見分の一環として写真撮影等を実施
- (3) 立入検査終了後、質問調書、命令書及び標識を作成
- (4) 関係者役に命令書を手交するとともに質問調書を読み聞かせ、署名押印を求める



実習前の講義の様子



立入検査実習の様子

学生達は、これまでに学んだ知識や技術をこの違反処理実習の講義で実践することにより、消防法令違反の覚知から迅速的確な命令の発動までの一連の違反処理手法を身に付けることができます。

この実習では関係者役の学生が、消防役の学生に対し多くの質問を行うなど、消防役の学生にとっては適切な応対が求められ、本番さながらの実習となっています。

実習を終えた学生からは、「実践的な実習により違反処理ができるようになった。」「同様の実習を所属に戻ってから部下に対して実施したい。」など評価する意見がありました。

このほかにも予防科では、違反是正演習として、違反是正支援アドバイザーを講師に招き、消防用設備等の未設置に係る違反処理について、必要な事務手続きや期間等をグループ演習方式により検討し、一連の違反処理要領を学ぶ（覚知から告発までの流れをイメージさせる）ことを目的とした演習や危険物に係る査察、無許可貯蔵等の違反処理実習を行っています。

さらに、予防科第101期（平成29年1月16日～3月3日開催）からは、現在5学科（幹部科、上級幹部科、救助科、警防科、新任教官科）で実施している実火災体験型訓練（ホットトレーニング）をカリキュラムに取り入れ、見取り訓練を実施することにより火災発生時の煙の性状変化を具体的に把握・確認することで、火災進展に係る知識の習得に努めています。

問い合わせ先

消防大学校教務部 森助教授
TEL: 0422-46-1714

●■ 教育訓練の実施状況 (平成28年8月～12月実施分)

平成28年8月から12月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名	教育訓練期間	卒業（修了）生
幹部科第46期	8月22日から10月7日の47日間	60名
幹部科第47期	10月17日から12月2日の47日間	84名
消防団長科第69期	8月22日から26日の5日間	32名
消防団長科第70期	12月5日から9日の5日間	29名
警防科第100期	10月19日から12月8日の51日間	60名
救助科第74期	8月23日から10月13日の52日間	60名
救急科第78期	9月6日から10月7日の32日間	48名
予防科第100期	8月23日から10月13日の52日間	48名
火災調査科第32期	10月19日から12月8日の51日間	48名
消防団活性化推進コース第2回	12月12日から16日の5日間	47名
女性消防吏員活躍推進講習会第1回	12月15日から21日の7日間	60名
合 計		576名

★消防大学校の最新情報は、ホームページ (<http://fdmc.fdma.go.jp/>) に掲載しています★

問合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成29年1月24日～平成29年2月23日)

<総務課>

29.2.23	平成28年度消防功労者消防庁長官表彰	消防記念日(3月7日)にちなみ、3月8日(水)に「平成28年度消防功労者消防庁長官表彰式」を開催します。本表彰式において表彰する受章者は次のとおりです。 功労章 受章数176名(内訳:消防吏員115名 消防団員61名) 永年勤続功労章 受章数2,888名(内訳:消防吏員1,124名 消防団員1,761名 消防教育職員3名) 表彰旗 受章数30機関 竿頭綬 受章数49機関 都道府県消防防災関係事務従事職員表彰 受章数2名
---------	--------------------	--

<消防・救急課>

29.1.25	「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」の開催	「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
29.2.2	「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」の開催	「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を開催することとしましたのでお知らせします。

<予防課>

29.1.24	「第63回文化財防火デー」の実施	平成29年1月26日(木)は、第63回文化財防火デーです。これに伴い、全国各地で消防関係者、文化財関係者、教育関係者及び地域住民が協力して、消防訓練が実施されます。
---------	------------------	--

<危険物保安室>

29.1.26	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)に対する意見公募の結果及び省令の公布	消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)の内容について、平成28年11月26日から平成28年12月27日までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、提出された御意見はございませんでした。意見公募の結果も踏まえ、当該省令を公布しました。
---------	---	--

<防災課>

29.2.22	災害時、緊急に避難する場所をウェブで確認できます～指定緊急避難場所データを「地理院地図」から公開～	平成29年2月22日から、災害時、危険が切迫した状況における緊急の避難場所である「指定緊急避難場所」を国土地理院のウェブ地図「地理院地図」で御覧いただけるようになりました。
---------	---	--

<地域防災室>

29.2.8	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集	消防庁は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)の内容について、平成29年2月9日から平成29年3月10日までの間、意見を募集します。
29.2.22	第21回防災まちづくり大賞受賞団体の決定	「第21回防災まちづくり大賞」の受賞団体を決定しました。受賞した17団体の内訳は次のとおりです。 総務大臣賞 3団体 消防庁長官賞 4団体 日本防火・防災協会会長賞 10団体

<広域応援室>

29.2.3	緊急消防援助隊出動に係る消防庁長官表彰授与式の開催	平成28年に発生した平成28年熊本地震及び台風第10号による災害に際し、緊急消防援助隊として出動した225消防本部及び14県(消防防災航空隊)に消防庁長官から賞状を授与します。
--------	---------------------------	--

最近の通知 (平成29年1月24日～平成29年2月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防救第20号	平成29年2月8日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	救急業務実施基準の一部改正について(通知)
消防救第19号	平成29年2月8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)



消防消第13号 消防救第18号	平成29年2月8日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）
消防予第27号	平成29年2月7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成29年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第26号	平成29年2月7日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成29年春季全国火災予防運動の実施について
事務連絡	平成29年2月7日	各都道府県消防・防災主管部局 各指定都市消防・防災主管部局	消防庁消防・救急課	平成29年度の消防防災に関する普通交付税措置（案）の概要について
消防応第11号	平成29年2月7日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	火災・災害等即報要領の一部改正について（通知）
消防特第13号	平成29年2月3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	林野火災に対する警戒の強化について
事務連絡	平成29年2月1日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁総務課	平成29年度消防庁広報施策テーマについて
府政防第53号 消防災第10号	平成29年1月31日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について（通知・依頼）
事務連絡	平成29年1月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う緊急速報メール運用上の留意点について
消防危第31号	平成29年1月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」の一部改正について
消防危第7号	平成29年1月26日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
事務連絡	平成29年1月26日	各都道府県消防防災主管部局長	消防庁・救急課長	女性消防吏員の職場環境等に関する調査の結果について
消防消第8号	平成29年1月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁・救急課長	電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の推進について
消防予第15号	平成29年1月24日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に係る推進状況等の調査について

広報テーマ

3 月		4 月	
①住宅の耐震化と家具の転倒防止 ②地域に密着した消防団活動の推進 ③少年消防クラブ活動への理解と参加の呼び掛け	防災課 地域防災室 地域防災室	①林野火災の防止	特殊災害室

住宅の耐震化と家具の転倒防止

防災課

地震はいつどこで起こるかわかりません。6,400名を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、死者の約9割が住宅の倒壊等による圧迫もしくは倒壊した住宅や転倒した家具から逃れることができないまま火災に遭遇し亡くなっています。

このような被害を少しでも軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効です。

住宅の耐震化について

○ 自宅の建築年度の確認

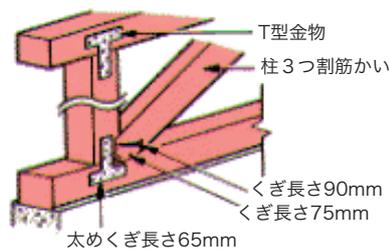
自宅の建築年度を確認しましょう。建築基準法による現行の耐震基準は昭和56年6月1日から導入されており、昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築された建築物の中には、現行の耐震基準に適合しない建築物があります。

○ 耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築されている場合、まずは、自治体の窓口で相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

○ 耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、建築士や工務店とよく相談することが必要です。この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。



耐震補強の一例

家具の転倒防止について

○ 家具配置等の工夫

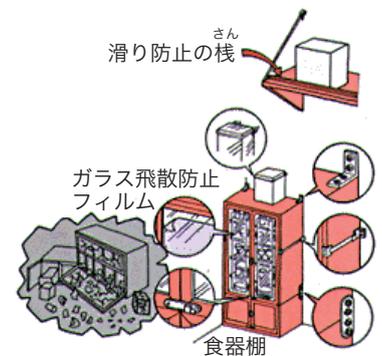
まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみてください。例えば、家具の配置と就

寝する位置については、家具の高さ分だけ離れた場所にするか、家具の側方部分で就寝する方が安全です。

また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口に置かない、あるいは万が一倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況に合わせて工夫してみてください。

○ 具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定するなど、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。



家具の転倒防止の一例

これらの器具については、家電メーカー・家具メーカーや販売店に問い合わせるか、ホームセンター等で販売されているものを活用しても良いでしょう。

住宅の耐震化や家具の転倒防止などは、地震被害を軽減するために有効な取組です。確かに費用を要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。地震が起きたとき、地震の揺れや転倒した家具から自分の身を守るため、日頃から一人ひとりが地震に対する備えの意識を持つことが必要です。自宅の建築年度を確認して、昭和56年5月以前の建築物であれば、耐震診断を受けることや、自宅の家具固定などについて検討されてはいかがでしょうか。

家具の転倒防止については、消防庁ホームページで詳しく紹介しております。

地震などの災害に備えて

地震による家具の転倒を防ぐには
あなたが守る - 家族の安全

<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html>

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525



地域に密着した消防団活動の推進

地域防災室

○ 消防団の活動

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、火災や大規模な自然災害での活動のみならず、平常時における活動においても、地域に密着した様々な取組を行っており、地域の安心・安全を確保するために積極的に活動しています。

○ 住民コミュニティと深める共助意識

愛知県日進市消防団は、地域の自治会や自主防災組織等が主催する地域防災訓練に積極的に参加し、水消火器を使用した消火訓練や煙体験ハウス、土のう作り等の指導を積極的に受け持ち、住民に対する防火意識の高揚と浸透を図っています。また、ポンプ操法の実演や活動内容の紹介をすることで、身近な消防団をPRし、子育て世代が多く住むという地域特性を踏まえた若者の消防団への参加を促し、防災をキーワードとしたコミュニティ意識の浸透に積極的に取り組んでいます。



アンケート調査を兼ねた啓発活動を実施（日進市消防団）



水消火器を用いて消火訓練を指導（日進市消防団）

○ 自主防災組織との連携

京都府城陽市消防団では、消防団が自主防災組織や住民に対してリーダーシップをとることが必要であるとの

考えのもと、平成8年より校区防災訓練において、消防団と自主防災組織との緊密な連携強化に取り組んでいます。さらには、地域で開催されている催事や運動会等の各種行事にも積極的に参加し、消防団活動をアピールするとともに、団員確保のためのチラシの配布等勧誘活動を実施するなど、消防団長以下団員相互が強固に結束し、地域とともに「安心・安全な城陽の実現」に向けた消防団活動を展開しています。



女性消防団員による防火啓発活動（城陽市消防団）

このように、各地域の消防団は、地域ぐるみで参加できる様々な活動を積極的に実施しており、一人でも多くの住民に防火・防災について考えてもらう機会を設けています。こうして、「自らの地域は自らで守る」という自助・共助意識を再確認してもらい、今後発生が危惧されている大規模災害などへの備えを行っています。

全国の消防団員は、平成28年4月1日現在856,278人となっており、1年前と比較して3,717人減少しています。各地の懸命な取組により、減少幅は年々縮小しているものの、地域における防災力の低下が懸念されています。今回、御紹介した地域に密着した消防団活動を継続して行う事で、防火・防災に対し、また、消防団に対して理解が広まり、一人でも多く、消防団員が増加することが期待されます。

今後も、各地で実施する消防団の活動について、御理解と御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
消防団係 山下、今西
TEL: 03-5253-7561



少年消防クラブ活動に参加してみませんか

地域防災室

少年消防クラブは、子どもたちが防火・防災について学び、訓練や講習など様々な体験を通して、消火や応急手当などの知識・技術を身に付けることを目的として活動しているクラブです。学校、町内会、消防署、消防団（分団）などの単位で組織されていることが多く、平成28年5月1日現在、日本全国で4,487クラブ、小学生から高校生までの約41万人のクラブ員が活動しています。

少年消防クラブの活動内容は、クラブによって様々ですが、主に以下のような活動が行われています。

(1) 防災マップ作り

クラブ員が自分たちの住むまち・地域を実際に歩き、消火栓の場所や災害時の危険箇所などを把握し、防災マップを作成することを通じて、地域の防災に対する理解を深めています。

(2) 防火パトロールの実施

日頃より地域の住民の方々に火災予防を呼び掛けるため、消防職員・団員等とともに、防火パトロールや防火パレードなどの防火広報活動を行っています。

(3) 研究発表（ポスター等作成）

防火・防災に関する研究を行い、その成果をまとめたレポートやポスター、防火新聞等を作成して校内に展示したり、各家庭に配布したりして、火災予防や防火・防災意識の高揚に努めています。

(4) 防災訓練等への参加

防災訓練や防災講習会等への参加、消防署の見学・訪問等を通じ、火災の知識や地震等の自然災害が発生する仕組みを学習したり、消火器などを使った初期消火の方法、ロープワーク、応急手当等の知識や技術を身に付けています。

(5) 防災キャンプ

主に夏休みを利用して、学校の体育館や運動場等に寝泊まり（避難所体験訓練）し、炊き出しを実施する等、日ごろ体験できない活動を通じて、仲間との連帯感を高めています。

少年消防クラブの活動は、命や暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、地域と関わりを持ち、幅広い年齢層の仲間と交流を深める機会にもなっており、人間形成や地域社会への参加の面でも大変有意義な活動です。

加えて、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、「少年消防クラブ」が初めて法律に明記され、少年消防クラブに対する期待は、ますます高まっています。

消防庁では毎年、活発な活動を行っている少年消防クラブやその活動を支える指導者に対する表彰を実施しており、平成27年度は、特に優良なクラブ28団体、優良なクラブ53団体、優良な指導者8名を表彰しました。

また、将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が、消防の実践的な活動を取り入れた競技形式の合同訓練等を通じて、他の地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を平成24年度から実施しています。平成28年度は昨年8月に宮城県で開催し、平成29年度は本年8月2日から4日にかけて徳島県で開催する予定です。

身近な生活の中から防火・防災について学ぶ少年消防クラブ活動に参加してみませんか。少年消防クラブへの参加、活動内容等については、お住まいの近くの消防署や市町村にお問い合わせください。



平成27年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）の様子



平成28年度少年消防クラブ交流会の様子

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山野、荒木
TEL: 03-5253-7561



自治体消防制度70周年記念式典の実施

総務課

我が国の消防は、昭和23年3月7日に施行された消防組織法によって、自治体消防の原則に基づく今日の制度が確立し、来る平成30年3月には70周年を迎えることとなります。

消防庁では、これを記念して、消防関係者を始め国民がこぞって我が国における消防の発展を回顧するとともに、国民の安心・安全な生活を確保するという消防に課せられた使命の重要性を再認識し、更なる消防防災体制の充実強化を図るため、次のとおり記念式典を実施する予定です。

また、消防功労者に対し、内閣総理大臣表彰、総務大臣感謝状の贈呈、消防庁長官表彰、日本消防協会会長表彰、全国消防長会会長表彰及び日本防火・防災協会会長表彰等を併せて実施する予定です。

<自治体消防制度70周年記念式典（予定）>

[日 時]

平成30年3月7日（水） 午前中

[会 場]

国技館（墨田区横綱1丁目3番28号）

[主催等]

(1) 主催 総務省消防庁

(2) 共催（公財）日本消防協会

全国消防長会

（一財）日本防火・防災協会

(3) 協賛 消防団員等公務災害補償等共済基金

日本消防検定協会

危険物保安技術協会

（一財）日本消防設備安全センター

（一財）消防防災科学センター

（一社）全国消防機器協会

（一財）消防試験研究センター

（公財）日本防災協会

（一財）日本防火・危機管理促進協会

（一財）全国危険物安全協会

（一財）救急振興財団

（一社）日本損害保険協会

全国航空消防防災協議会

(4) 協力 都道府県消防防災・危機管理部局長会
東京消防庁

(5) 後援 全国知事会
全国市長会
全国町村会

[参列者（調整中・前回の例による）]

総計 約4,500名

天皇皇后両陛下

内閣総理大臣

衆・参両院議長

最高裁判所長官

各国務大臣

各国会議員

政府関係者

内閣総理大臣表彰受章者等

各地方公共団体

各消防本部消防長

各消防団団長等



前回（60周年）の記念式典における国歌吹奏

問い合わせ先

消防庁総務課広報係

TEL: 03-5253-7521(直通)



一般公開のお知らせ

消防研究センター

消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターでは、平成29年度の科学技術週間に当たり、一般の方々に試験研究施設を公開するとともに、消防用機械器具・消防防災の科学技術に関する研究の展示、実演等を下記のとおり行いますので、皆様お誘い合わせの上、御来場くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日時

平成29年4月21日（金）

午前10時から午後4時まで

入場無料

2 場所

消防大学校・消防研究センター

（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

日本消防検定協会

（東京都調布市深大寺東町4-35-16）

※（同一敷地内にあります。）

3 公開内容

【消防大学校・消防研究センター】

石油タンク火災の泡消火実験、重油の燃焼実験、可燃性液体火災の消火実験、原因調査室の調査業務の紹介、津波被害現場用の消防車両開発、太陽光発電システム火災時の発電制御技術及び消防車両の展示等

【日本消防検定協会】

消火器・屋内消火栓の操作体験、住宅用消火器による消火実演及びエアゾール式簡易消火具の消火体験、住宅用防災警報器の展示と実演等

【消防防災科学センター】

放火対策GIS、スマートフォンを活用した災害応急活動支援システム「多助」、平成28年熊本地震災害

4 交通機関

(1) JR中央線吉祥寺駅南口下車、「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行きバス（6番乗り場）で「消防大学前」下車

(2) JR中央線三鷹駅南口下車、「野ヶ谷」行きバス（8番乗り場）で「消防大学前」下車

(3) 京王線調布駅北口下車、「杏林大学病院」行きバス（14番乗り場）で「東町3丁目」下車、徒歩5分

平成28年度一般公開の様子



津波被害現場用の消防車両開発



屋内消火栓の操作体験



スマートフォンを活用した災害応急活動支援システム

5 問い合わせ先

■ 消防研究センター 研究企画室

電話 0422-44-8331（代表）

ホームページ <http://nrifd.fdma.go.jp/>

■ 日本消防検定協会 企画研究部情報管理課

電話 0422-44-7471（代表）

ホームページ <http://www.jfeii.or.jp/>

■ 一般財団法人消防防災科学センター総務部

電話 0422-49-1113（代表）

ホームページ <http://www.isad.or.jp/>

制作 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会
後援 消防庁 全国消防長会

春の 全国火災
予防運動

3/1~3/7

消
しま
し
よ
う

その火その時

その場所で

永野 芽郁



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



消防の動き 2017年3月1日発行第51号(毎月1回発行) 編集発行/消防庁総務課(Fire and Disaster Management Agency) 住所/〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話03(5253)7521 FAX 03(5253)7531

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>